

総務財政常任委員会会議録

令和4年3月11日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	舘花一仁	副委員長	宮野和秀
委員	中山一男	委員	栗山尚記
委員	安保誠一郎	委員	戸田芳孝

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	佐羽内浩栄	書記	海沼雄一
------	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	佐藤康司	総務部付部長待遇	奈良巧一
総務部次長 兼 総務課長	大里豊	総務部付次長待遇	木村正樹
会計管理者 兼 会計課長	佐藤千絵子	総務課付課長待遇	工藤文明
政策企画課長	古田渡	財政課長	渡部裕之
契約検査室長	山崎孝人	監査委員事務局長	畠山修
選挙管理委員会事務局長	相馬天	総務課政策監 兼 行政班長	似鳥映
総務課政策監 兼 秘書班長	阿部徹祐	総務課政策監 兼 職員班長	工藤千秋
総務課危機管理監 兼 危機管理室長	黒沢書彦	総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長	黒澤昌基
政策企画課政策監 兼 鹿角ライフ促進班長	石川紀子	総務課副主幹	石木田真知子
総務課副主幹	川上諭	政策企画課副主幹 兼 政策推進班長	田村宏一
政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長	成田仁文	政策企画課総合戦略室副主幹	畑澤正樹
財政課副主幹 兼 財政班長	工藤伸哉	会計課副主幹	木村陽子
監査委員事務局副主幹	阿部美紀子	選挙管理委員会事務局副主幹	古川昭子

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○**館花委員長** 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○**館花委員長** 代表質問、一般質問の対応、皆さん大変お疲れさまでございました。おかげで活発な意見交換ができたのかなと思っております。これからも鹿角市の市政のためによりしくお願いいたします。

本日の会議は、去る 3 月 3 日及び 3 月 10 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 7 件について審査をお願いするものであります。

当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださいますようお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

【所管事項の報告について】

○**館花委員長** 初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。佐藤総務部長。

○**佐藤総務部長** 所管事項の報告を申し上げます。

3 ページの別紙をお願いします。

初めに、1 の「行政訴訟の対応状況について」であります。事件名は、差押処分取消請求事件で、請求の趣旨は、原告である市内法人の滞納市税を回収するため、市が滞納処分として行った第三債務者への賃料支払い請求権の差押処分の取消しを求めるものであります。この事件については、昨年 11 月 19 日の当委員会で、控訴審の判決と上告受理申立までの状況を報告しておりますので、それ以降の状況について報告いたします。

第一審での原告の請求を棄却する判決に続き、第二審で言い渡された本件控訴を棄却する判決

は不服であるとして、昨年9月28日付で、原告が最高裁判所に対して行った上告受理の申し立てに対し、去る2月22日、上告棄却の決定がなされました。

これにより、第二審の判決が確定し、第一審から一貫して原告の請求棄却を求めている本市の主張が認められたことになりました。

次のページをお願いいたします。

次に、2の「鹿角市総合防災マップについて」であります。市では、県が行っていた土砂災害警戒区域の見直しが一旦終了したことから、一昨年の市内主要河川における洪水浸水想定区域の調査結果のほか、秋田焼山火山と十和田火山の被害想定を反映した「総合防災マップ」を作成し、このほど完成いたしました。

マップには、このほか、避難情報や各種災害への対策、災害種別ごとの避難所一覧など、様々な防災情報を掲載しており、4月号の「広報かつの」に合わせて全戸配布するとともに、市のホームページで広く周知し、市民の防災意識の向上を図ってまいります。

総合防災マップの内容、3の実施計画の概要、4の中心市街地活性化プラン（案）については、資料に基づき担当が、5の投票率向上に係る取り組みについては、選挙管理委員会がご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○**館花委員長** 黒沢危機管理監

○**黒沢総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 私の方から、「鹿角市総合防災マップについて」説明させていただきます。

総合防災マップですけれども、データでタブレットにも入っておりますが、委員の皆様には、お配りしている冊子を見ていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

総合防災マップは、先ほど総務部長の説明にもありましたが、県が実施しました市内主要河川における想定最大降雨の洪水浸水想定区域に加え、今年度で一旦見直しを終えた土砂災害警戒区域や火山の関係、さらには新たに見直しされた避難情報や避難所一覧などの様々な防災情報をとりまとめたものとなっております。

表紙をめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

このマップですけれども、前半19ページまでは様々な防災情報を掲載しております。

初めに、2ページですが、自らの命、家族の命を守るためにということで、同マップでの危険個所の確認、また警戒レベルと避難勧告がなくなり、避難指示に一本化された避難情報などについて掲載しております。

3ページをご覧ください。

3 ページは防災気象情報の説明、4 ページからは、洪水や土砂災害ハザード情報についての説明、6 ページには、新たにため池ハザード情報について掲載しております。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

このページでは、秋田焼山火山防災マップと新たに十和田火山噴火想定マップを掲載しております。

秋田焼山に関しましては、前回平成 27 年度の総合防災マップのほうにも掲載しておりましたが、十和田火山に関しては、今回マップのほうに新たに掲載をしております。

十和田火山噴火想定は、国や北東北三県及び市町村など各関係機関で構成している「十和田火山防災協議会」で平成 30 年にこのマップを作成されておまして、これまでも市ではホームページに掲載して周知しているものですが、その中から抜粋して今回の総合防災マップを作成するに当たり掲載いたしました。

9 ページからですけれども、こちらからは地震や火災、雪害対策、家庭での防災対策、非常時の持ち出し品や備蓄品について掲載しております。それが 14 ページまでとなっております。

15 ページをご覧ください。

15 ページですけれども、災害時の感染症対策ということで、現在新型コロナウイルス感染症の問題がありますが、そちらも踏まえた感染症対策について掲載しております。

隣の 16 ページは、避難行動判定フローとなっております。災害時において、避難所への避難のほか、自宅に留まる在宅避難や、親戚・知人宅へ避難する分散避難など、自分や家族が取るべき避難行動がフローチャートとして、こちらのほうを参考に避難行動が分かるようになっております。

次のページ、17 ページ、18 ページをご覧ください。

市内における指定緊急避難場所及び指定避難所一覧となっております。市民が災害の種別ごとに避難先を確認できるよう、それぞれ災害の種別ごとの適否を記載しております。

なお、今回、総合防災マップの作成に当たりまして、浸水想定区域の再確認により、災害種別ごとの適否について一部見直しを行っております。

その中で、不適となった部分ですけれども、主に洪水のところでした。17 ページの 26 番、大湯温泉総合振興プラザと一番下の 37 番、湯瀬体育館についてですが、どちらも第 2 避難所ですけれども、それぞれ今回のマップを作成するに確認した結果、5m未満と 3m未満の浸水想定が確認されたため洪水には不適としております。

また、同じく 18 ページの 44 番、中滝ふるさと学舎グラウンド、こちらは避難場所になるわけで

すが、こちらも5m未満の浸水想定から不適としております。

21ページをご覧ください。

このページからは、各種ハザード情報となります。

住宅地図上に各ハザード情報を掲載しているわけですが、各ページの左側にはそれぞれ土砂災害、河川浸水、防災重点ため池、過去の浸水エリアや避難所・避難場所の凡例を記載して分かりやすくしております。

47、48ページをお願いします。また、次のページの49、50ページを見比べていただければと思います。

こちらは、花輪の中心地の地図が47ページ、48ページですが、今回、地図の縮尺は1万5,000分の1と8,000分の1を利用してありまして、それぞれ花輪、毛馬内、大湯、尾去沢、八幡平それぞれの中心地区の拡大図を付けて分かりやすく表現しております。

65ページをご覧ください。

今回新たに気象・防災情報から自分の行動を確認することができる「マイ・タイムライン」を掲載しました。

これによりまして、各種防災気象情報、また市からの避難情報に対して、自分が取るべき行動を確認しながら避難行動を取ることができるものと考えております。

次の66ページですが、各世帯で、防災、緊急情報がメモできるようにしているとともに、最後に裏表紙ですけれども、災害時における情報収集先や、関係機関への連絡先、災害用伝言ダイヤルについて記載しております。

以上で説明を終わりますが、この総合防災マップは、今月末に配布する広報かつの4月号に合わせて全戸に配布するとともに、市ホームページにも掲載します。

また、前半のほうに様々な防災情報を掲載しておりますので、出前講座にも有効に活用していくこととしております。

説明は、以上です。

○**館花委員長** 成田室長。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** 私から、資料2により、3の「実施計画の概要について」ご説明いたします。

実施計画書につきましては、去る2月21日、予算書と同時に皆様に配布させていただいておりますが、実施計画を取りまとめた概要についてご報告いたします。

初めに、計画の概要であります。令和4年度は、市制施行50周年の節目の年であることを踏

まえつつ、前期基本計画の2年目として、掲げた成果指標の着実な達成を強く意識するとともに、地域の稼ぐ力を高める産業の振興と人口構造の若返りを図るほか、デジタル化の推進に取り組むなど、市民の確かな暮らしの実現と将来にわたる安定的な市民サービスの提供に寄与する取組を積極的に拡充した構成としております。

次に、重点事項等の推進についてであります。主な事項を中心に抜粋して説明いたします。

取組方針1では、地場企業の労働生産性を向上させるため、企業立地助成金により事業の高度化に資する設備投資を支援するほか、企業力向上アドバイザーを鹿角工業振興会に配置し、企業のマッチング支援やトヨタ生産方式による「カイゼン」の普及を図るほか、財務分析や事業のICT化等を支援します。

また、スマート農業機器の実証実験を行い、その効果や有効性を農業者に情報提供するとともに、導入費用を支援しスマート農業機器の実装を加速化するほか、移住就農者や農業サポーターの確保に向け、農業総合情報メディアでの本市農業の魅力の発信やJAかづのと連携してマッチングアプリの活用を促進します。

2ページをお願いいたします。

取組方針2では、副業・兼業・フリーランスなどの多様な働き方を促進するため、ICTを活用した講座を開催し、新しい働き方を目指すテレワーカーを育成するほか、農業では、経営開始資金等の支援に加え、新たに経営発展のための機械・施設等の導入を支援します。

取組方針4では、19歳から29歳の健診空白世代の解消を図るため、若年者健診の対象者を拡充するほか、妊娠、出産に伴う精神的・経済的負担の軽減を図るため、妊産婦検診や出産への助成について一律2万円から一律10万円へ拡充いたします。

3ページをお願いします。

取組方針5では、医師就学資金の無利子貸付けに加え、即戦力の医師確保に向け、首都圏での広告掲載やダイレクトメールによる情報発信、医師への個別訪問など招聘活動を強化するほか、地域医療を堅持するため、かづの厚生病院の中核病院としての医療機能の維持確保に関わる運営費を支援します。

また、子供に対する医療費助成について、自己負担額の無料化と所得制限の撤廃を行い、高校生世代までの全員を福祉医療制度の受給対象者に拡充します。

取組方針7では、保育環境の充実のため、年度途中の入園希望への対応改善のほか、児童クラブに対する保護者のニーズに対応するため、学校休業日における開所時間を一律7時45分に統一し、開所時間を延長します。

取組方針 8 では、高齢者の暮らしを支援するため、高齢者福祉タクシー券の一回の利用枚数を拡充するほか、雪下ろしや除排雪費用への助成対象年齢を 65 歳以上に引き下げます。

4 ページをお願いいたします。

取組方針 16 では、地域防災力の一層の充実・強化のため、出動報酬等を引き上げ、消防団員の士気向上、団員数の確保を図るほか、十和田分署の更新については、令和 6 年度の着工を目指します。

5 ページをお願いします。

取組方針 17 では、冬期間の安全で安心な道路交通を確保するため、市道湯坂線の融雪施設を電熱線方式によるシステムへ転換いたします。

取組方針 19 では、G I G A スクール構想を推進するため、タブレットを活用した授業をサポートする I C T 支援員を配置するなど、児童生徒の I C T 教育を強化します。

取組方針 21 では、生涯学習の拠点である十和田図書館について、改築に向けた基本設計・実施設計に着手し、令和 7 年度のオープンを目指します。

6 ページをお願いします。

取組方針 22 では、若者等の市内定着の促進と、市内企業の次世代を担う人材確保のため、本市で働きながら奨学金を返還する方を支援します。

取組方針 23 では、特産農畜産物の生産拡大・品質向上に取り組むほか、かづの牛や北限の桃などのブランド力を強化するため G I 登録を推進いたします。また、販売体制の強化を目指し、地域商社、地域 DMO、直売所等の連携体制を構築し、販売チャネルの多角化と所得向上を図ります。

取組方針 24 では、

八郎太郎三湖物語に焦点を当てたシンポジウムを実施するなど、他地域と連携し、鹿角を中心とした広域間での新たな観光誘客を生み出すほか、効率的で効果的な観光まちづくりの展開のため、地域 DMO が実施する観光デジタル・マーケティングを支援するほか、インバウンドマネージャーを配置するなど外国人観光客の受入強化を図ります。

7 ページをお願いします。

取組方針 25 では、総合競技場について、日本陸上競技連盟による公認更新に必要な補修工事等を実施するほか、全国規模大会については、令和 4 年度に全日本学生スキー大会を開催します。

取組方針 26 では、情報関連産業の誘致を強化するため、企業立地助成金の雇用要件を緩和し、通信回線使用料助成を新設するほか、まちなかオフィスのサテライトオフィス機能の向上を図ります。

また、脱炭素経営を進める企業の誘致を促進するため、再生可能エネルギー等の設備導入に係る助成金を拡充するほか、カーボンニュートラルの実現に向け、かづのパワーを活用した脱炭素・電力資金の域内循環を進めるとともに、豊富な再生可能エネルギーを生かした製品・サービスの創出を促進します。

取組方針 27 では、文化財の保存活用を促進するため、古文書を活用したシンポジウムを開催するほか、地域の人々が守り伝えたいもの全てを「文化財」として、総合的に調査し保存・活用等を図るため、アクションプランとなる「保存活用地域計画」を策定します。

取組方針 28 では、世界遺産のまちとして魅力を発信するため、大湯環状列石 J O M O N 体感促進事業による体験プログラムや着地型旅行商品を企画造成するほか、市民を対象にヘリテージ・ツーリズムを開催するなど、「稼ぐ文化」の共有と意識醸成を図ります。また、縄文文化の価値と魅力を伝えるため、世界文化遺産登録 1 周年と併せてストーンサークル館開館 20 周年記念シンポジウムを開催するほか、体験学習やガイドレベルアップ講座を実施します。

8 ページをお願いします。

取組方針 30 では、自治体 D X の推進に向け、電子申請サービスを拡充するほか、市の業務の迅速化と効率化を図るため、外部のデジタル人材を活用するほか、タブレット端末や電子決裁システムの導入を図ります。

取組方針 31 では、各地域づくり協議会が共有する課題等を解決するため、地域づくりミーティングを開催するほか、地域づくりリーダー研修会や自治会元気づくり応援補助金等による支援を継続するとともに、集落支援員を活用し活性化に取り組みます。

取組方針 32 は、この後、中心市街地活性化プラン（案）で説明いたします。

以上が実施計画の概要であります。

最後に、実施計画の公表についてであります。ただ今ご説明した概要と併せて、市のホームページで公表しております。

以上で、実施計画の説明を終わります。

○館花委員長 畑澤副主幹。

○畑澤政策企画課総合戦略室副主幹 私から、4 の「中心市街地活性化プラン（案）について」ご説明します。

資料 3 をお開き願います。

1 ページですが、初めに、プラン策定の背景であります。中心市街地は、まちの顔として、また、多様な都市機能が集積する場所として、本市経済の発展に重要な役割を果たしてきました。し

かし、商業機能が低下し、空き家等の遊休資産が拡大するなど、中心市街地の環境は厳しさを増しており、本市でも平成 21 年にまちづくりビジョンを策定して、中心市街地の交流拠点のあり方を整理するとともに、翌 22 年からは中心市街地活性化プランを一次、二次と策定し、中心市街地に人の流れをつくる取組を進めてまいりました。駅西住宅やコモッセ、鹿角花輪駅前整備事業など、まちなか居住の促進やまちの賑わいづくりに取り組んでまいりまして、一定の成果を挙げてきております。

こうしたこれまでの取組の効果を持続させまして、中心市街地のさらなる発展に一層の対策を行うことを目的に、本市が第 7 次総合計画に掲げるコンパクトなまちづくりを具体化するものとして、新たな中心市街地活性化プランを策定するものとしてございます。

プランの期間ですが、前期基本計画に合わせ令和 7 年度までといたします。

2 ページをお願いいたします。

プランの区域であります。前プランを引き継ぎまして、市民生活に重要な都市機能と歴史・文化施設を中心とする観光機能を組み合わせた約 75 ヘクタールとしております。

3 ページをご覧ください。

ここからは、中心市街地の現状と分析を行っております。

中心市街地の人口は減少傾向にありますが、市全体の傾向と比較いたしますと減少幅は緩やかでありまして、市全体に占める割合も上昇傾向にあります。

図表 2 の 2 をご覧ください。

行政区別に人口をみますと、平成 28 年と令和 3 年を比較した場合に、沢口一区・二区、次の 4 ページになりますけれども、上堰向、上旭町、横町などで人口増加がみられておりますが、これはアパートの建築や宅地の分譲が進んだことが要因であると考えております。

5 ページをご覧ください。

2 の人口構造の状況であります。

図表 2 の 5 でございますが、中心市街地の年齢 3 階層別の人口比率の推移をみますと、少子高齢化が進んでいるものの、市全体と比較して若干ではありますが緩やかなものとなっております。

6 ページの図表 2 の 6 をご覧ください。

行政区別の年齢区分別人口ですが、花輪駅西住宅は年少人口の比率が 30.8%と高く、子育て世帯が多く居住しているほか、図表 2 の 2 で色分けして示した人口が維持・増加しているとした地区では、高齢化率も低く抑えられ、年少人口比率も高いことが分かります。

続いて、図表 2 の 7 ですが、空き家の状況です。平成 30 年の市全体の空き家の総数は 968 件で、

平成 25 年と比較し 116 件増加しております。

7 ページでございますが、図表 2 の 8 中心市街地区域内の空き家ではありますが、平成 30 年で 62 件と 5 年で 10 件増加しております。しかし、適正管理度をみますと、大部分がレベル 1 レベル 2 の物件となっております。

8 ページをお願いいたします。

小売業の状況ですが、図表 2 の 9 のとおり事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。図表 2 の 10 では年間の商品販売額を示しておりますが、市全体の販売額は横ばいで推移しているものの、そのうち中心市街地の販売額は減少傾向となっております。

9 ページは空き店舗数の推移を示しておりますが、空き店舗数は増加傾向にあるほか、非店舗化や空き地も増加しております。

10 ページからは、都市機能の状況についてまとめております。図表 2 の 12 でありますが、バス路線図で鹿角花輪駅を起点として各地区を結ぶ多くのバスが運行されておりますが、乗客数については減少傾向にあります。

11 ページの図表 2 の 15 は中心市街地の交通量の状況ですが、車両の通行量はほぼ横ばいで推移しているものの、歩行者数は大幅に減少しております。

12 ページをお願いいたします。

こちらは地価の状況ですが、令和 3 年は平成 17 年と比較し 3 分の 1 以下まで下落しております。

13 ページは用途地域の状況を示しております。

14 ページは公共公益施設、まち歩き資源の状況となっております。

15 ページからは地域住民のニーズ等の把握・分析でございますが、市民アンケートの結果といたしまして、9 月にご報告しておりますので、この説明は割愛させていただきます。

次に 24 ページをお願いいたします。ここからは、中心市街地活性化の目標と施策となります。

まず、方向性の整理でございますが、中心市街地の居住人口は減少傾向にあるほか、核家族や単身世帯が増加しております。しかし、宅地分譲・アパート建設等が進んだエリアでは、居住人口の維持・増加がみられておまして、世代構成も良好となっております。

また、空き家は増加していますが、適正管理度では、レベル 1、レベル 2 が大半であり、多少の改修工事で再利用が可能な物件が多くなっております。

次に、市全体の小売業は事業所数などが減少しているものの、年間商品販売額は横ばいで推移しており、このことは郊外の大規模小売店舗の影響が大きいと考えられます。しかし、近年、エリア内ではスーパーマーケットが 2 店閉店するなど、空き店舗、非店舗、空き地、これらが増加傾向に

あります。

バス路線の利用者数は減少傾向にありますが、交通量は、歩行者は減少の一途でございますが、車両はほぼ横ばいで推移しておりまして、周辺地域からの流入は一定数が確保されております。多くの公共公益施設や観光資源が分布しており、賑わいの形成に寄与しておりますが、その活用は十分ではありません。

次に、住民のニーズですが、市民の 58.1%の方が中心市街地に満足しております。花輪地区の住民の満足度が高く、十和田地区の住民の満足度が低い状況ですが、これは活動頻度と比例していることから、利用されている方々の満足度は高いと言えます。

年代が上がるにつれて満足度が低くなりますが、若い世代の満足度が高いことは、活動の目的に飲食の利用が多いことが影響していると考えられます。

次に、活動の目的に関してですが、市民の半数以上が週 1 回以上中心市街地で活動していますが、買い物目的が約 7 割と最も多く、商業地としての役割を果たしております。

一方で、中心市街地での活動が少ない方は、店が少ない・欲しい物がない、駐車場がないといった意見が多くなっております。

中心市街地への居住ニーズにつきましては、市民の約半数が、条件が合えば中心市街地に住みたいと考えておりますが、その際に重視することは、日常の買い物が便利なことや住宅の価格や家賃が手ごろであること、また、医療や福祉の充実などが挙げられております。

以上のことから、活性化に向けた方向性でございますが、1つ目に、まちなか居住の促進、そして商業・業務機能の維持・誘導、そして地域資源を活かした来街機会の創出、交通面での利便性や回遊性の向上、こちらの4つに整理しております。

26 ページをお願いいたします。

中心市街地活性化の目標でございますが、これまでの過去の投資を生かしながら、子育て世代や高齢者をはじめとした誰もが住みたくなるまちを目指すとともに、買い物や観光など、訪れめぐりたくなるまちを目指し、さらには、この中心市街地を将来に残していくという思いを込めまして、「未来につなぐ 暮らし・歩きたくなるまちなか」といたします。

成果指標につきましては前プランと同様、引き続き中心市街地に対する満足度といたしまして、目標値は 60.0%といたします。

目標の実現に向け、多世代が安心して暮らせるまちなかと、人が行き交う訪れたくなるまちなかの2つの基本方針を定め、成果指標には総合計画の取組方針 32 に関連する個別計画としての位置づけから、同様の指標を設定しております。

27 ページからは、基本方針ごとの事業について、年次を示して記載しております。登載する事業は実施計画と整合し、実行してまいります。社会変化に対応するため新たに必要となった事業は追加していくこととしております。

最後に、29 ページでございますが、プランの推進体制といたしまして、市民団体等からなる推進協議会の設置について、記載しております。

プランの内容の説明は以上となりますが、2月24日から3月22日までの期間でパブリックコメントを実施しております。庁内の策定会議や本日のご意見等と併せまして最終調整を行い、3月中の策定を予定しております。

説明は以上です。

○**館花委員長** 相馬事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 5の「投票環境向上に係る取り組みについて」ですが、鹿角市選挙管理委員会では、投票日当日の利便性向上を目的に、令和4年4月1日以降に執行される選挙について、市内を6つの投票区に分け、それぞれに投票所を設置し、投票区の投票所に、全ての投票区の選挙人が投票することができる共通投票所を併設いたします。

共通投票所ですが、平成28年の改正公職選挙法により設置が可能となっており、昨年令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙では、全国で18自治体が68箇所の設置をしております。

これまで、秋田県内の自治体で、共通投票所は設置されておらず、鹿角市が秋田県内初の取り組みとなります。

また、期日前投票所と投票日当日の投票所の場所を統一することで、投票所の場所の誤りの抑制も図ってまいります。

以上で報告を終わります。

○**館花委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項1の「行政訴訟の対応状況について」、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、報告事項2の「鹿角市総合防災マップについて」質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** 避難所の説明で、洪水時に水位の関係で避難所変更があったとのことですが、これについての一般の方へのお知らせといたしますか、そういったものはどうお考えでしょうか。

○**館花委員長** 黒沢危機管理監

○黒沢総務課危機管理監 兼 危機管理室長 避難所がなくなるとか、そういうわけではないので、あくまでも災害種別ごとの適否ということですので、今回のこの総合防災マップを全戸配布することで周知が可能と考えております。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 特に、変更があったところに関しての説明はしないということですか。

○館花委員長 黒沢危機管理監

○黒沢総務課危機管理監 兼 危機管理室長 避難所に関して、第二避難所ではあるわけですがけれども、こちらのほうとしては、湯瀬地区に関しましては、直接防災マップを自治会長さんのほうにお持ちしまして、その辺の説明はしたいと考えております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、報告事項3の「実施計画（令和4年度～令和6年度）の概要について」質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○安保委員 実施計画の概要の中で、取組方針5 適切な医療を受けられる体制を整えますについて若干聞きたいのですが、予算の中では鹿角厚生病院に対して前よりも倍近い助成を行っているわけですが、多分このことだと思っただけけれども、何かこれを少し詳しく説明願います。新しく四、五千万円余計にやった分がこれに含まれているのか、これをちょっと詳しく教えてください。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 ただいまお聞きされた件につきましては、中核病院の医療機能の維持確保に関する運営費という部分で触れさせて頂いておりますけれども、経営の厳しい過疎地域等の不採算地区中核病院に対する支援ということで、新たに特別交付税措置された取組が国から示されておりまして、そちらで厚生病院のほうからも要望等があったわけですが、その範囲内で小坂町と足並みを揃えて支援すると決めたものでございます。

○館花委員長 安保委員。

○安保委員 その内容というのは分かりますか。どういう内容に使っていくのかということは。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 具体的に何にということではなくて、病院を維持するための運営費全体に使えるお金というふう聞いております。（「自由範囲で使ってくださいということ、分かりました」の声あり）

○館花委員長 他にございませんか。戸田委員。

○戸田委員 経営戦略3のまちの経営力を高める。自治体DXの推進に向けた取組ですけれども、この中に外部のデジタル人材を活用するとありますが、このデジタル人材はどういう形なのか、派遣なのですか。それと、業務内容はこういったことをやられるのか、その2点をお聞かせください。

○館花委員長 黒澤政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 外部デジタル人材の活用の内容ですけれども、まず想定している人材の方としては、行政のデジタル化に精通している方に委託業務によって行う予定としております。行う内容ですけれども、鹿角市行政のデジタル化に関するアドバイス、それから市職員に対する研修、そういうことを新年度行う予定としております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 外部に委託。では、これは非正規で採用とか云々じゃなくて、業者に委託するということの捉え方でいいのですか。

○館花委員長 黒澤政策監。

○黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 市の職員とか非常勤とかの職員ではなくて、委託形式を取る予定にしています。（「分かりました、ありがとうございます」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、報告事項4の「中心市街地活性化プラン（案）について」質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○安保委員 市街地活性化プランも変わって、いろいろ頑張ってきたということですがけれども、鹿角市においては年間500人から600人どんどん人口が減っていているということで、例えば限界集落とか消滅の可能性の高い集落ってというのはあるのですか。それが分かっていたら教えてください。

○館花委員長 古田課長。

○古田政策企画課長 限界集落があるのかというご質問でありますけれども、やはり厳しい集落というのは存在しておりますけれども、自治会の会員数が減っているというような状況は捉えておりますけれども、これが限界集落で消滅に向けて動いているというような捉え方というのは、我々のほうではまだしておりません。

○館花委員長 安保委員。

○安保委員 今の中心市街地活性化プランを聞いたのだけれども、満足度が58%だと。ほかの集落に関しても条件が合えば入りたいような感じだと思うのだけれども、例えばそういう状況の中で、

偏在している集落に対して市街地に編入というか進める考えというのはあるんですか。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 現在のところ、生活がしにくい部分からの中心市街地への行政が関与しての移転ということまでは考えておりませんが、このプランで考えたところはやはり中心市街地の人口密度を上げたいということでして、どこに居住するかは本人のご意思がまずは第一だと考えておりますけれども、インセンティブを与えながら中心市街地のほうに誘導していきたいと、そのように考えております。

○館花委員長 安保委員。

○安保委員 今、いろいろな面で買い物弱者とか、いろいろな問題があるので、なるべくならそういう話を積極的に進めていただきたいと思います。それによって経費の削減、例えば除雪費とかいろいろな面で経費が削減になるので、長期的に見れば、それを積極的に進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○館花委員長 古田課長。

○古田政策企画課長 先ほど室長が言ったとおり、どこに居を構えるのかというのは確かに自由でありますけれども、やはり一箇所に集まって住むというところは市全体で中心市街地以外に住む方にとってもメリットがあるというところになると考えております。その中で居を構える、同じ鹿角市の中で居を構える時の一つの選択肢として、中心市街地を選んでいただけるような、中心市街地に住むことのメリットというものを我々のほうでも情報発信していきたいと思っておりますし、今回、この中心市街地活性化プランの中での具体的な支援としまして、今回の 27 ページに列記している事業の中の安全安心住まいづくり事業、こういったものの中で、中心市街地の中で歯抜けになっている物件を住めるような住宅にして、そこに住みやすいような支援を我々のほうでやることによって、ゆるやかな誘導を促進して行きたいと考えております。

○館花委員長 安保委員。

○安保委員 例えば、空き家対策に関連するのだけれども、中心市街地の中で空き家云々というのは、今、結構あるのですか。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 中心市街地活性化プランの 7 ページに記載しておりますけれども、先ほど示した中心市街地のエリアの中に、62 件の空き家が存在しております。

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 空き家の件に関してですけども、6 ページ資料の適正管理度レベルはどういう基準で分

けているのか、大まかでいいのでお知らせください。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 7ページの下段のほうに、適正管理度についてということでお示しておりますけれども、レベル1は修繕がほとんど必要ないもの。レベル2は多少の改修工事によって再利用が可能で、レベル3になりますと老朽化が著しいというふうな判断とさせていただきます。（「ありがとうございます」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 交通量の状況なので11ページですけども、説明では歩行者は減少していて、車両は大体そんなに変わっていないので、車両の流入はそんなに影響ないという説明がありましたが、これは単純に台数と人数だけのカウントですよ。中身は何か分けたりとかということはないですよ。（「はい」の声あり）そうであれば、これは質問じゃなくて意見ですけども、この数には私が何十回も含まれているのですけれども、大体調査の状況を見ていると、人は住んでいる人が減っているの、確かに減っているのですけれども、車の量が実は減っていないように見えるのは、マジックがありまして、中心市街地に住んでいる人達も、車で移動しないと買い物も何も出来なくなったので、実は住んでいる人たちの車両の通過が増えているっていうのが、多分実態だと思うのです。そういったところもちょっと頭の中に、分析の中身として判断していただければと思います。これが一点です。

もう一つは、何ページなのか、今探すのは大変なのですけれども、若い世代が、いずれできれば住みたいという要望の中に、分析としては飲食店を利用したいという、そういった話がありましたが、となると、今議会にも飲食店組合等々から要望が出ており、飲食店に対する支援であったりとか、その飲食店街というものをキープするという考え方もやはり入れていかなければ、中心市街地に移動したいという望みの一つを失ってしまうという形になってしまいますので、そういうところも意識していただければと思います。

以上意見です。

○館花委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 鉄道鹿角花輪線のところですけども、この花輪線の存続はどうなるのか。今いろいろテレビを見れば鉄印帳を始めましたとか、いろいろなローカル線でPRをかなりやっているのです。そういうのを沿線の市町村でやりながら、やっぱり温泉に入るとか、パークゴルフをやって湯瀬温泉に泊まるとか、沿線を利用してもらう何か工夫をJRにばかり任せていてもいいのかなと最近ちょっと思っているのだけれども、これは、ある程度何人か減れば廃止になるという問題も出てく

るのか、そこら辺の考えをお願いします。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 この乗客数の推移の中は、ほとんど通勤通学者がメインになっているかと思います。委員がおっしゃられましたように、最近は乗り鉄とかテレビ番組のほうもかなり多くなっているなど私も認識していました。花輪線につきましては利用促進協議会がごさいますので、そちらの中で沿線での取組ということを考えてはいただいていると認識はしておりましたが、目に見えて活動がちょっと見えにくいというところもありましたので、所管課である産業活力課のほうと、その点、ご意見あった旨伝えながら事業化を検討していきたいと思っています。

廃線については、私のところでは聞いておりません。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 合併したころは複線電化という大きい目的があったのです。

それが駄目になって、今度は乗車啓発とかをやってきていて、だんだん今下火になってきているとすごく思っているので、多分これから免許返納したりする人も出てくるだろうし、やっぱり、子供たち女性の方々とかいろいろな面で旅行したい時に、盛岡まで真っすぐ行けますので、そういう意味ではぜひ考えて存続できるように頑張ってもらいたいなど、そう思っております。

○館花委員長 古田課長。

○古田政策企画課長 いろいろとご意見いただいたとおり、やはり交通の役割というだけではなくて、やはり鹿角市にとっては、このローカル路線のあることによって様々な魅力を伝えることができますし、今回の中心市街地活性化プランでいえば、まずは鹿角に降り立ったときには鹿角花輪駅に降り立つ人が多いという中で、非常に重要な交通機関だと思いますので、我々としてもあらゆる手段で存続できるように取り組んでいきたいと思っています

○館花委員長 ほかにごさいませんか。宮野副委員長。

○宮野副委員長 中心市街地活性化プランでコンパクトシティのような話も出ているわけだよね。例えば八幡平とか大湯のほうでも、上のほうから下に降りて住みたいという人がいて、徐々にでも下に降りてきて、これはそういうコンパクトシティのプランの中には、この地域の活性化というのは若干ちょっと違うと思うのです。今、中心市街地だから鹿角市内だけでどうするのかという意見も大事なことである。ただ、ここは青森県と岩手県と接している。例えば、言葉が悪いのですが、これは分捕り合戦みたいなもので、いかに住みよいまちをつくるかと、乗ってくれば八幡平市のほうからも来るだろうし、田子町のほうも今、袋小路になっているわけですから、こちらのほうにも

来たいと。前は田子町のほうへこっちのほうから、結構移っているのです。ですから、また戻りたいという人方も中にはいる。そういう隣県も踏まえて、例えば花輪では、こういうところがありますと、そういう空き地がありますよと、そういう取組もしたほうがいいのかと——もちろん考えているだろうけど、これがまず一つ。

もう一つは、先ほど花輪線の話が出たのですが、これは東日本大震災の時に石油を運ぶので、この路線を利用できないかと。JRでは当初、ここはそういう産業幹線の鉄道網だと、ですから廃線にはなりませんよと。産業幹線ね。お客さんが、たとえ少なくとも。ただ、石油とかを運ぶ重量の計算とか数とか下の路面とか、そういう計算はしていないので、油とかは運べないと。でも、お客さんが多くなって来れば、そういう幹線のものの考え方になってくれば、もう少し活性化させてくれば、JRにもだんだん考えていくと思うので、先ほども出たのですが、盛岡に行くとか、これから医大に行く人方もどんどん増えてくるし、それから全体的なそういう目で考えていったらいいのかなと思います。

○館花委員長 古田課長。

○古田政策企画課長 ご意見いただいたとおり、コンパクトなまちづくりを今回の中心市街地活性化プランで、その実効性を高めるという形でつくらせていただきたいと思いますけれども、基本的にはやはり、鹿角市のどこに住んでもその暮らしがしっかりと、市内の活性化だけではなくて、暮らしをしっかりとどこでも生き生きと暮らせるということが重要でありますので、そこは全くおろそかにせず、ただ、鹿角市を一つの家にならせますと、各部屋にテレビとかこたつとかがあるような状況ですと、どんどん家族の人数が減っていったときには、やはりその一つの家が保っているのかという辺りの視点を考えますと、居間に集約したところに集まって、日中はいて、寝る時はそれぞれの部屋にいてというような視点も重要ですし、6次総の中でもそういう取組を進めてきましたので、7次総ではこれを具体的に進めて、花輪以外に住む人も花輪に来て、コモッセですとか、そういう都市機能を有効に使っていただいて、そしてやはり一番商業というところの市民ニーズが高いわけですが、やはり2つのスーパーマーケットがなくなったのも、空き家が増えてこれから商売をしようと思えないのも、やはりその人口のある程度の密度のメリットがなければ、そういうほうにも進まないというところがありますので、今回特に人口の分析を細くしましたけれども、商店街の魅力もおろそかにせずに、しっかりとした需要があるエリアを構築していきたいと考えております。

○館花委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 関連ですけれども、同じくコンパクトなまちづくりですが、私の考え方としては、

鹿角市は非常に地域が広いわけです。今の構想では、コモッセを中心とした中心市街地に人口を集約するという捉え方かと思うのですけれども、やはり、八幡平、花輪、十和田地区という形の3つの視点で考えることができないかという点です。仮に今こういう形で、コンパクトシティを推進するとして、大湯地区の山間地に住んでいる方は、花輪に來なさいと言ったとしても、はいと言いません。ですから、そういう考え方はできないのかなと思うのです。だから、コンパクトシティの考え方はいろいろあると思うのですけれども、特に鹿角市の場合、地域が広いので、3つに分散してやるべきだと思うのですけれども、場合によっては段階的にやっていくかどうか分かりませんが、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○**館花委員長** 成田室長。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** 我々が目指しております鹿角市版コンパクトシティというものは、委員がおっしゃられましたように、周辺地域も大事にしていきたいと考えておりますし、市役所周辺も一定の集約が見られますので、中心市街地のエリアを示しましたけれども、これと十和田、八幡平、大湯といった周辺地をつなぎながら、市役所周辺も含めて、全体的に鹿角市版コンパクトシティという表現をさせていただきたいと考えております。

○**館花委員長** 古田課長。

○**古田政策企画課長** 補足しますけれども、今、成田が言っておりますのは、その地区、地区で鹿角市のまちの役割というものは当然あると思います。特に十和田のほうですと、観光で特徴を出していくところ。あとは、湯瀬とか八幡平もそういう観光面。あとは十和田ですと、そういう商業機能もまだ残っておりますので、そういう地域の特徴を生かした中で、では花輪はどういう一つの鹿角市の特徴が出せるかと、それぞれの地区の役割を十分発揮させるようなまちの中で、その役割を発揮していくという構想の中で、中心市街地に集積させてきた都市機能を全市民が利用しやすいまちづくりが長期的に重要であります。尾去沢とか八幡平の方は花輪をご利用いただいているような状況になっていますが、十和田の方はやはり十和田で生活が済むというところがあって、なかなか花輪に動きづらいという状況があります。

ただ、先々はどんどん人口が減少していきますので、今のエリアは75ヘクタールというようなところになりますけれども、今はこの5年間でしっかりとそこの人口集積を高めて、もう少しそのエリアの拡大というのは、その先の検討になりますけれども、より交通機関も含めてネットワークを強化し十和田の人が花輪の都市機能を十分利用しやすいような仕掛けというのは、これから我々のほうも力を入れてやって行きたいと思います。

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** 色々考え方があるかと思うのですが、私はこの人口の集約という観点からして、ちょっと質問させていただいているのですけれども、どうしてもやっぱりこれを進めるとした場合は、そういう形で3つに分散してやられたほうが、市民も理解を得られるのではないかなと考えるわけです。正直言って、今花輪のコモッセを中心としたエリアだけっていう話なので、並行して一回にはできないかもしれません。やはり、十和田地区、八幡平地区という形で、場合によっては市民のアンケートを取りながら進めていくのも一つの手だと思うのです。私は十和田地区なので、正直、十和田地区の知り合いが何人かいるのですけれども、ちょっと不便だという方はいます。花輪に集約してどうこうということで、中心の花輪に全部病院もそうですし、それから機能も移ったとすれば、やはり十和田地区の方というのは利用できないと思うのです。その辺ちょっと考えていただきたいのです。これは意見ですから、意見で留めていただければいいと思います。

以上です。

○**館花委員長** 佐藤総務部長。

○**佐藤総務部長** ただ今のこれは中心市街地活性化プランということで、中心市街地のエリアをここに定めた、継続した計画ですので、このようなことになっておりますけれども、基本的な考えとしては、コンパクトのほかにネットワークというふうな考え方がありまして、その中心市街地に来るための交通手段とか、そういうのも既存の十和田、八幡平等も地域づくり協議会の単位でしっかりと基本的なインフラは最低限のインフラは整備しつつも、全市民が利用するような大きい施設はこちらのほうに集約していくというふうな考え方を持っていて、将来的にはやはり、それぞれ人口の減少度合いによって必要とされるものが変わってくると思いますけれども、その推移によって必要なものは当然そこにはなければなりませんし、そういった段階的な形としてご理解していただければよろしいかと思います。

○**館花委員長** ほかにございませんか。安保委員。

○**安保委員** 交通手段もそうなのだけれど、行きたい店に行けないというか、町なかの駐車場です。スーパーのいとくとかユニバースは、物すごく常に混んでいるのだけれども、大町通りは閑散としている。これを何とかできないかなと常々思っているのだけれども、何かその辺の妙案はありませんか。大町通りを活性化させる案です。

○**館花委員長** 成田室長。

○**成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長** 委員がおっしゃるとおり、住民のニーズはやはり駐車場というところが多くなっております。また、郊外のお店ですと、駐車場が大きくて、そこに車を停めてすぐ買い物ができるといったメリットを感じていることから、中心市街地のほうの少し利

用しづらいという話につながっているのかなと思っています。今回、新しい事業としては危険老朽空き家除却事業というものを、これまでもレベル3の老朽化した危険な空き家は取り壊す時に50万円を補助するという事業があったわけですが、今回レベル2のその1つ手前の建物の除却に対しても30万円ですけれども支援することにしております。こういったことを進めながら、土地の流動性を高めていきたいと思っております。空き家のまま放置されている土地を駐車場として利用してもらうような形で進めていければと考えております。（「わかりました」の声あり）

○**館花委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、報告事項4についてはこれで終わります。

ここで、コロナ対策の換気のため、11時15分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

○

午前11時15分 再開

○**館花委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告事項5の「投票環境向上に係る取り組みについて」、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** おおよその話は分かったのですが、もう少し詳しく説明していただければありがたいです。

○**館花委員長** 相馬事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 具体的に答えますと、市内を6つのエリアに分けて投票区を設定します。そのエリアに投票所を設けるわけですが、その投票所は共通投票所というものをあわせて併設するというので、エリアの投票区には、その投票所が指定されるわけですが、実際に指定された投票所以外の市内6か所、どちらを当日も利用できるというような取組になります。

市民の方からいただいている意見では、例えば友達同士で一緒に行きたいのだけれども、住んでいる住所が違いますので、一緒には投票所に行けないと、要はこぞって行きたいのだけれども別々の場所に行かなければならないというような声をいただいています。例えば、高校生になりますけれども、18歳の方であれば、友達同士で行きたいなという話があったのですが、やはり住んでいる場所が違いますので、お互いが八幡平と十和田だったりすると、別々の投票所に行かなきゃならない。友達同士で仲がいいので、一緒に行きたいなとなると、花輪であればコモッセを想定して

いますけれども、コモッセのほうに一緒に行きたいというふうになると、こぞって投票に行くということが、今度は可能になってきます。

あとは、市内で父親、母親が実家において、自分は別の住所にいと、この場合も別々の投票所に当日はなるわけですけれども、例えば、父親、母親を連れて、一緒に投票に行くというようなことが今度は可能になってきます。ということで、いろいろな部分で皆さんこぞって投票に行くことが可能になるということで、その辺の利便性を訴えかけていきたいなというふうに思っています。

これはやはり、そういうふうにはできないのかという意見をいただいていますので、それを実現するには共通投票所という方式がいいのではないのかということで、法改正から6年が経つわけですけれども、やっとそれを実現するベースができたのではないのかということで、4月1日以降の選挙について、直近であれば参議院選挙になると思いますけれども、そちらの選挙からやらせていただきたいという内容になっています。

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** ちょっと聞きもらしたのですけれども、鹿角初ということですか。

○**館花委員長** 相馬事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 秋田県内で初の取組になります。

○**館花委員長** ほかにございませんか。安保委員。

○**安保委員** 利便性向上ということだけれども、ちょっとそれには違和感があるのだけれども、まず決まったことだからしょうがないけど、これは、6か所だけれども、前は何か所で、どのくらい減ったのか。

○**館花委員長** 相馬事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 変更前からですと、今現在は46か所の投票区になっています。ですが、共通投票所を設置するに当たりまして、ネットワーク全体がつながらなきゃならないというような条件がございますので、そういった条件を満たすとすると、今提案している6か所というところで実現するというので、例えば半減するとか、20か所くらいにするとかとなると、ただただエリアが狭くなって、投票する人がやはり1か所であるため遠くなるというような利便性が上がらないというところで、共通投票所にするために6か所という設定をさせていただきました。

○**館花委員長** ほかにございませんか。安保委員。

○**安保委員** 分かりました。46から6と大変減ることになるのだけれども、県内初ということで、これは多分、相当他の市町村も注目していると思うので、ぜひ投票率が下がらないようにやっていただきたい。周知徹底をお願いします。

○館花委員長 相馬事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 今回、初出しでしたけれども、市民の方にはこれから広報、もちろん選挙の際の入場券の送付の際にも周知してまいりますので、遺漏のないように頑張りたいと思います。

○館花委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 46 から 6 に減ったということからすれば、山間地近くに住んでいる方は非常に大変だと思うのです。この辺の何か対策は考えていらっしゃるのですか。

それとあと、県内初ということで、他県では採用しているということで、やった結果はどうなのでしょう。投票率は伸びたのか、もしその辺のデータでもあればお聞かせください。

○館花委員長 相馬事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 やはり、遠方になるというのは懸念されて、委員の方々からも意見は出たのですが、以前集約した際に移動支援を行っていましたが、やはりは一人一人のニーズが違うために、移動支援まではどうしてもなかなか難しいのかなというところで、今回集約する際に、現時点では対策というか、直接的なもの準備してありませんけれども、ここをベースにしてこれから市の中では、市議会議員選挙、市長選挙というのが一番の目玉になりますので、そちらに向けて少しずつ改善していければいいかなとは考えています。

あと、県内では初ということで、他県では実施している市町村があるわけですが、やはりどの地域も再編していった中で、共通投票所を導入していますので、投票率に関しては残念ながら上昇しているというような話は聞いておりませんが、利便性はどうしても上がっていているということで、皆さんからはおおむね良好の声をいただいているということです。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 付託事件の審査について

○館花委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第3号「財産の貸付けについて」を議題とします。

当局の説明を求めます。渡部課長。

○渡部財政課長 議案書の4ページ、議案第3号「財産の貸付けについて」をお願いします。

提案理由は、地域の活性化を図るとともに市の産業振興に資するため、貸付料を減額して財産を貸し付けるものであります。

貸付けする財産ですが、次の5ページに一覧がありますのでご覧いただきたいと思います。あわせて6ページの位置図をご覧ください。

貸付する建物については、ホテル棟一式、1万9,472.45平方メートル。寮棟1,163.50平方メートル、そのほか倉庫3棟と、バス待合所1か所、看板2基であります。

土地は、5筆で、うち桂ノ沢1番3と、中谷地5番1は、大湯温泉保養センター敷地を除く一部貸付となりまして、合計で3万9,264.69平方メートルであります。

4ページにお戻りください。

2の貸付けの目的は、ホテル経営。

3の貸付けの相手方は、鹿角市十和田大湯字中谷地5番地1、株式会社ホテル鹿角 代表取締役社長、斎藤勝仁。

4の貸付料は、年額1,500万円。

5の貸付期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

以上で説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○**安保委員** この貸付料1,500万円は、ずっとこれできているのだけれども、昨今、コロナの関係でホテル業界は、支援は受けているけれども大変な状況であると聞いております。令和7年までの貸付期間なのだけれども、何か事情が変わって撤退するとか、そういう可能性はないですか。大丈夫ですか。

○**館花委員長** 渡部課長。

○**渡部財政課長** 確かに委員がおっしゃられるとおり先般の議案質疑でも説明をしましたが、直近の決算状況も大変厳しいものがあったということでありました。ホテル側のほうでもいろいろ経営努力を重ねておりまして、その中でどうしても今のコロナという部分で、なかなかそれに対応することを含め、厳しい状況とお聞きしています。ホテル鹿角とのやり取りの中では、3年間の契約をさせていただきたいという申し入れもありますので、1,500万円というこれまでと同じ金額でありますけれども、これで進めさせていただきたいというものです。（「分かりました」の声あり）

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** 1,500万円というのは最初の頃から同じ金額なのか、それとも変化してきたものなのかをお願いします。

○**館花委員長** 渡部課長。

○渡部財政課長 1,500万円の金額ですけども、これは当初契約から変わっておりません。ゆとりランドについては、土地、建物を返還、市のほうに戻しましたけれども、その分はなしにして、1,500万円を継続しています。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 結構建築から年数が経って、老朽化も進んでいると思いますが、今回3年間の契約ということで、今後やはり建物のある程度の更新であったりとかメンテナンスとかも考えていかなきゃならない問題だと思いますが、そこら辺はどんな感じになっていますでしょうか。

○館花委員長 渡部課長。

○渡部財政課長 建物の老朽化更新であります、契約書上はホテル鹿角が維持管理、それから更新をやっていくという契約になっています。

また、それに対する財源といいますか、お金の面でありますけども、契約書にはそういう記載はないのですが、こちらのほうとしては、今、確かにコロナで厳しいのですが、売上の中からできるだけ修繕に当てるような積立をしていただいて、対応していただくように協議はしてきているところであります。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 コロナでどこも大変だというのは分かりますけれども、やはり経営体によっては民間ですから、経営努力によってうまくいっているところもあると。このホテル鹿角に関しましては他の宿泊施設から、やはり昔からと不公平感みたいな思いが、いろいろオーナーの方たちから長年言われてきたわけですが、市が貸付している関係性とあとは経営に対してどこまで市が影響できるのか、全く口出しできない状態になっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○館花委員長 渡部課長。

○渡部財政課長 確かに市としてこの貸付契約を継続してきているわけでありまして、平成15年当時から今までできているわけでありまして、当時は第三セクターという会社でやっていたわけですが、それが解散して完全な民間会社になりまして、財産のほうは市のほうに寄附いただいて、その寄附した財産について貸付料で運営していくというような形になっております。あくまでも相手方は民間会社ということになりますので経営に関しては会社のほうにお任せするしかないという状況であります、ただ我々の方でもこのような金額で減額貸付ということでやっておりますので、地域の雇用を確保していただくということと、できるだけ地域の活性化に貢献していただくことを協議の際に申し上げまして、この貸付契約を継続したいと考えております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第3号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第4号「鹿角市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明を求めます。大里次長。

○大里総務部次長 兼 総務課長 7ページをお願いいたします。

議案第4号「鹿角市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、オンラインによる行政手続等の推進を図る等のため、条例を改正するものでございます。

改正の内容ですが、令和元年12月に施行されました情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正であります。デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めるものであります。

本市におけるデジタル行政手続の推進のために、オンラインの要件等のほか、オンライン手続における手数料の納付に関することなどについて、法律の趣旨に基づき、関係法規を今回整理するものでございます。

次のページをお願いします。

鹿角市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(案)であります。

第2条は、法の規定振りに合わせ、定義規定を整理するものであります。

第3条は、オンライン申請等に関する規定であります。市で運用するシステムと申請手続をする方の使用するスマートフォン等を接続する電子情報処理組織、いわゆるオンラインの要件につ

きまして整理をしております。また、要件は規則に委任をすることといたします。

第2項、また次のページにかけての第3項は、法の規定振りに合わせて整理するものであります。

次のページの第4項であります。オンラインで行う手続の署名について、マイナンバーカードの利用等をもって行うことを規定しており、個人番号カードがその主なものであることを明示的に規定するものであります。

第5項は、手数料の納付に関して、オンラインで行った際の交付手数料等をクレジットカード決済できるよう、その扱いについて新たに規定するものです。

第6項は、オンラインの申請等の場合であっても、対面によって本人確認や原本確認の必要がある場合は、規則委任する形で規定し、合わせて、このような場合であっても、当該対面等によって確認が必要な内容以外の部分は、有効な申請等であることを規定いたします。

次のページをお願いします。

第4条は、オンラインで処分通知等をする際の規定を規則委任していますが、ただし書きに、処分通知を受ける側の方式につきましても規則に委任する形で規定するものです。

第2項から第4項は、法律の規定振りに合わせて整理するものでございます。

次のページをお願いします。

第5項ですが、これも第3条第6項と同様に、対面や書面による対応が必要な場合について、規定を加えております。

第5条から次のページの第6条も、法律の規定振りに合わせて文言を整理するものであります。

第7条は、本条例の適用除外規定として、また、次のページになりますが、同条第1号で、オンラインで適当ではない手続を規則に委任するもので、同条第2号は他の条例等の規定で、オンラインで行うことが規定されているものは、本条例は適用しない旨を規定いたします。

第8条は、添付書類等の省略について、他の条例等で住民票の写しなどが求められている手続は、マイナンバーカードを用いて申請等する側が、署名用電子証明がなされた情報で、市側が直接またはシステム上で確認できる場合は、添付を要しない旨を規定いたします。

次のページをお願いします。

第9条は、情報通信の技術の利用に関する状況の公表についてであります。2項建てであったものを法律の規定振りに合わせて、1項に集約いたします。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行いたします。

また、附則第2項は、条例の改正前に手続がなされたものは従前の例によること、第3項は、電

子データで縦覧、作成等しているものは、改正後の条例の規定でなされたものとみなして適用する旨、規定をいたします。

以上で説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○**戸田委員** 9ページの第3条第5項ですが、先ほどの説明でクレジットカード機能の話を書いたのですが、これはマイナンバーカードにクレジットカード機能が使えるという捉え方なのですか。

○**館花委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長** この第5項についてでありますけれども、現在想定しておるのは、証明書等の発行の申請手続を、マイナンバーカードを使って行った際に、その発行手数料の決済をクレジットカードで行うということを想定しております。マイナンバーカードは本人確認の用途として使い、決済はクレジットカードというところを今現在は想定しております。

〔「分かりました」の声あり〕

○**館花委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ご異議ないものと認め、議案第4号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大里次長。

○**大里総務部次長 兼 総務課長** 15ページをお願いいたします。

議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由ですが、人事院規則の改正に鑑み、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

主な改正の内容ですが、非常勤職員が育児休業または部分休業を取得する際の要件から、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する制度の周知、意向確認、職員に対する研修の実施、相談体制の整備等を新たに規定するものです。

第2条は、育児休業をすることができない職員に関する規定であります。非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、現行の第3号アの括弧ア、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の規定を削除し、現行の第3号アの括弧イ及び括弧ウを、整理のため1つずつ繰り上げます。

次のページをお願いします。

第19条は、部分休業することができない職員に関する規定ですが、非常勤職員の育児時間の取得要件を緩和するため、現行の第2号のア、任命権者を同じくする職に引き続き在職して期間が1年以上である非常勤職員の規定を削除し、また、同号のイは、第2号として整理するものです。

また、現行の第23条を第25条とし、新たに第23条に妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等に関する規定として、妊娠・出産を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度等を周知するとともに、当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じること、同条第2項において、前項の規定による申出をした職員が、不利益な取扱いを受けないようにすることを、それぞれ規定いたします。

また、第24条に育児休業が取得しやすい勤務環境の整備に関する規定として、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施や、相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境を整備する旨、規定をいたします。

附則ですが、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○館花委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 非常勤職員に対するものも変わっているわけですが、この改正で非常勤職員と一般の職員がほぼ同じ条件になったのでしょうか。まだ違いがあるとすれば、そこら辺を少し説明願います。

○館花委員長 工藤政策監。

○工藤総務課政策監 兼 職員班長 今回の改正に伴いまして、非常勤職員である会計年度任用職員についても運用期間の1年未満であっても育児休業が取得できるようになりましたので、職員とその取得の要件に関しては同じものになります。

それ以外で職員との違いということでもありますけれども、現在は今年1月から産前産後休暇につきましても無給であったものが有給になりまして、こちらについても職員と同等の制度の拡充になっております。

以上です。「ありがとうございます」の声あり

○館花委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 現在育休を男性も取れるのですか。「はい」の声あり）何ぐらいおりますか。参考までに教えてください。

○館花委員長 工藤政策監。

○工藤総務課政策監 兼 職員班長 育児休業取得ですけれども、会計年度任用職員についてですけれども、手持ちでは平成25年度からありますが、これまでに休業取得者は9人おりました。

対象となる職員は、その間12人おりましたけれども、ちょうどその育休に入る時期に任用が終了するというので、12人のうち9人が取得で、75パーセントという状況になっております。

職員についてですけれども、今年度の状況をお伝えしますが、8人育児休業しておりまして、このうち正職員が7人、会計年度任用職員が1人で、男女の内訳ですけれども、男性が3人、女性が5人という状況になっております。

○館花委員長 ほかにございませんか。安保委員。

○安保委員 育児休業に係る研修の実施とありますけれども、これはどのような内容なのか。

○館花委員長 工藤政策監。

○工藤総務課政策監 兼 職員班長 育児休業に関する研修については、これまで子育てハンドブックということで、制度に関して職員に周知をしまいましたが、研修の実施ということはこれからどのような形でやっていくか検討してまいりたいと思っております。

○館花委員長 安保委員。

○安保委員 今、例えば、その研修が子供いる人だけに行うのか、それともそろそろというような方に行うのか、その対象とか色々あると思うのだけれども、どのようなことを考えているのかお聞きしたい。

○館花委員長 工藤政策監。

○工藤総務課政策監 兼 職員班長 育児休業を取得する職員もそうですけれども、その職員が休業を取りやすいような職場環境を作っていく必要がありますので、職員全体に対してのそういったワークライフバランスのような研修とハラスメントに関しましても育児休業を取る職員に対して、そういった言動等がないように、あわせて研修を行ってまいりたいと考えております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第5号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第12号「議案第12号 鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。木村総務部付次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 ページを跳びまして、45ページをお開き願います。

議案第12号鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の一部改正について

鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月25日提出。鹿角市長。

提案理由ですが、消防団員の報酬の額を引き上げる等のため、条例を改正するものです。

次のページ、46ページをお開きください。

改正する条例（案）ですが、第10条の報酬について、各階級ごと、それぞれの額に改めるものです。

第11条では、見出し及び条文中の費用弁償を出動報酬に改めます。

次に、別表について、見出しの「第8条関係」を「第11条関係」に改め、別表中、水火災等の出動の場合の区分に、4時間未満と4時間以上を加え、金額1回につき、4時間未満を3,000円、4時間以上を6,000円に改めます。

次のページ、47ページをお開き願います。

同じく、訓練及び警戒出動の場合を2,500円に改めます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** 少し細かい話になりますけれども、費用弁償が報酬になる。あとは全体的に金額が上がるといことで、この税金関連はどういう形になってくるのか気になるのですが、お願いします。

○**館花委員長** 木村総務部付次長待遇。

○**木村総務部付次長待遇** 報酬になるということでは何がかわるかということですが、報酬になるということでは源泉徴収が必要になります。

税率については、年間8万8,000円未満であれば3.063%の税率となります。

ちなみに、水火災等の出動の場合、4時間未満で3,000円ということですが、この場合については2,757円が団員のほうに支払われる額となります。

以上です。「ありがとうございます」の声あり

○**館花委員長** ほかにございませんか。中山委員。

○**中山委員** この報酬ですが、年額ですね。全県的に見て本市の報酬は高いのか安いのか、どの程度なのでしょう。

○**館花委員長** 木村総務部付次長待遇。

○**木村総務部付次長待遇** 年報酬の額につきましては、平成28年に改正しております。その際も報酬の算定については近隣市町村と比較し県内平均を上回るように算定しております。

今回についても、他市と比較しまして、1,000円近く低かった関係上、今回このような額に設定しております。以上です。

○**館花委員長** ほかにございませんか。安保委員。

○**安保委員** これは消防団全体でいけば、どのぐらいの負担になるのですか。

○**館花委員長** 木村総務部付次長待遇。

○**木村総務部付次長待遇** 本市の消防団員の階級は、国で示した金額3万6,500円になるわけですが、こちらに置き換えた場合、全体の報酬が増額になります。そうしたことになりますと当然市の財政のほうも圧迫要因になりますから、その辺を考慮しまして今回このような金額にしたところですが、全体的に総額がどのくらいになるかというのは、試算はしておりません。

○館花委員長 奈良総務部付部長待遇。

○奈良総務部付部長待遇 今回の改正案ですが、階級一律で団員一人当たり 1,900 円の増額をしておりますので、現在の団員 800 人を切って 720 人ぐらいなのですが、それを計算すると……。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 予算比較で言いますと、令和 3 年度の予算が報酬と費用弁償を合わせて 2,600 万円ぐらいですが、令和 4 年度で 2,900 万円ほどになりますので、300 万円ぐらいの増額となります。

以上です。

○館花委員長 ほかにございませんか。宮野副委員長。

○宮野副委員長 火災が発生すれば出動報酬が増えるわけけれども、火災が起きなければ、出動報酬が抑えられるのだから、頑張ってください。

以上です。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 12 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

時間がもうすぐ 12 時ですので、午前中の会議はここで終了したいと思います。

午後 1 時から再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

午前11時57分 休憩

○

午後1時00分 再開

○館花委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 13 号「令和 3 年度鹿角市一般会計補正予算（第 13 号）中、条文、歳入 10 款地方交付税以降全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、6 項統計調査費、9 款消防費」を議題と

いたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは説明をお願いいたします。渡部課長。

○**渡部財政課長** それでは、議案第13号「令和3年度鹿角市一般会計補正予算（第13号）」の条文及び関連する歳入について説明いたします。

補正予算第13号であります、国の第1号補正予算に対応して前倒しする地籍調査事業、担い手確保経営強化支援事業、道路舗装長寿命化対策事業、橋りょう長寿命化対策事業などを追加するほか、企業立地促進基金積立金の追加と事業実績見込みなどによる増減を行っております。

4ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ8,170万2,000円を追加し、総額をそれぞれ202億3,433万4,000円とする。

第2条では、繰越明許費の追加、第3条は、債務負担行為の追加、第4条では、地方債の変更及び廃止を定めております。

8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正であります、2款1項地籍調査事業、4項戸籍住民基本台帳費、6款1項担い手確保・経営強化支援事業、県営ほ場整備事業〔末広地区〕、農業水利施設整備事業、花輪大堰改修事業、7款2項観光施設管理費、8款2項道路舗装長寿命化対策事業、橋りょう長寿命化対策事業の9件につきましては、国の補正予算に対応して、今年度予算に計上するほか、既存予算の一部を活用し、前倒しで実施することから、繰越明許費を設定いたします。

また、8款2項福士川改修関連市道整備事業、3項急傾斜地崩壊対策事業の2件につきましては、県事業に対する負担金で、県が実施する工事が年度内に完了しないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正であります、令和4年度当初から業務を円滑に行うため、3月中に契約する必要がある施設管理等委託料など、72件を追加いたします。

12ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正の1の変更は、国の補正予算に対応して、ほ場整備事業、農業水利施設整備事業、花輪大堰改修事業、道路橋りょう整備事業の4件の借入額を増額します。大湯環状列石JOMON体感促進事業は、県との協議により過疎債の借入額を増額し、まちづくり基金から組替えをいたします。また、臨時財政対策債は、今年度の発行可能額の一部が、普通交付税として交付さ

れることに伴い減額するほか、事業実績見込みなどによりそのほかの5件を減額いたします。

2の廃止であります、合併処理浄化槽整備事業の単独分の補助実績がなかったため、これにより変更と廃止を合わせて9,906万4,000円を減額いたします。

16ページをお願いいたします。

10款1項1目1節地方交付税2億9,166万3,000円は、国の第1号補正において、普通交付税の基準財政需要額の算定基礎となる費目に、臨時経済対策費と臨時財政対策債償還基金費が追加されたことなどによるものであります。

次のページをお願いいたします。

14款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金400万7,000円は、実績見込みによる追加で、歳出の事務委任交付金に充当いたします。

その下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金261万2,000円は、転入・転出手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システムの改修に対して交付されるもので、歳出の戸籍住民基本台帳費のシステム改修費に充当いたします。

3目1節保健衛生費補助金の感染症対策特別促進事業補助金40万3,000円と、その下のマイナンバー情報連携体制整備事業補助金7万3,000円は、それぞれマイナンバーとの情報連携を行う健康管理システムの改修費に係る補助金で補助率は3分の2となっております。

14款2項4目1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金1,090万円は、国の第1号補正予算により市道花輪小坂線の舗装補修工事に充当いたします。

5目1節教育総務費補助金のへき地児童生徒援助費等補助金304万7,000円は、統合した小中学校のスクールバス等の経費を対象に交付されるもので、補助率は2分の1以内です。

15款2項1目1節総務管理費補助金の地籍調査費補助金2,702万1,000円は、国の補正予算に対応して、補助率国2分の1、県4分の1で追加されるものであります。

その下の生活バス路線等維持費補助金411万3,000円は、国庫補助路線等の運行実績等によるものであります。

2目1節社会福祉費補助金の灯油購入費緊急助成事業費補助金975万円は、市が実施している市民税非課税世帯の暖房用灯油の購入費用として5,000円を助成した実績に応じて、県からその2分の1が交付されるものであります。

次のページをお願いいたします。

4目2節農地集積協力金事業費補助金1,691万2,000円の減額は、実績により減額するものであります。

その下、担い手確保・経営強化支援事業費補助金 772 万 7,000 円は、融資主体型の農業用機械導入に対して補助金が交付されるもので、歳出に対応して計上しています。

次のページをお願いいたします。

16 款 2 項 1 目 2 節立木売払収入の 789 万 5,000 円は、市直営林下折戸地区の間伐材の公売収入や、官行造林地主伐事業の分収による収入等であります。

17 款 1 項 1 目 1 節総務費寄附金の企業版ふるさと納税寄附金 110 万円は、企業 2 社から収入するもので目的の事業に活用いたします。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 2 億 9,120 万 2,000 円の減額は、今回の財源調整により繰り戻しいたします。

2 目 1 節まちづくり基金繰入金 4,700 万円の減額は、大湯環状列石 J OMON 体感促進事業と、国民体育大会推進費に充当していた基金の一部について、それぞれ過疎債と企業版ふるさと納税に財源を組み替えるほか、ホストタウン推進事業は事業の中止により、東京 2020 オリンピック聖火リレー開催事業は実績に合わせて、充当していた基金をそれぞれ減額いたします。

6 目 1 節企業立地促進基金繰入金 53 万円の減額は、歳出の企業立地助成金の実績見込みによるものであります。

次のページをお願いいたします。

20 款 4 項 1 目 1 節造林事業受託収入 174 万 6,000 円の減額は、森林研究・整備機構との分収契約による造林事業の実績によるものであります。

5 項 5 目 1 節雑入の福祉医療高額療養費返還金 12 万 6,000 円は、所得制限により医療費助成の対象とならない世帯に対して、誤って医療費を助成していたことから、助成額の返還納付分を収入するものであります。

その下、後期高齢者療養給付費負担金返還金 2,744 万 9,000 円は、令和 2 年度実績の確定による返還金であります。

21 款市債については、地方債補正で説明したとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。

○**館花委員長** 佐羽内事務局長。

○**佐羽内議会事務局長** 22 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費ですが、385 万 7,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、常任委員会等の行政視察や各種議長会等の会議中止及び出席取りやめに伴い、不用額となる普通旅費、諸会負担金等を減額するものであります。

以上で1款の説明を終わります。

○**館花委員長** 大里次長。

○**大里総務部次長 兼 総務課長** 同じページをお願いいたします。

歳出2款のうち、当委員会に付託されました項につきまして、説明をいたします。

2款1項7目企画費の0410 葛飾区連携交流推進事業 24万4,000円の減額と、0420 ショプロン市友好交流事業 413万4,000円の減額、次のページの0430 ホストタウン推進事業 1,726万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、それぞれ交流事業等を中止したことによるものでございます。

11目地籍調査費の0505 地籍調査事業 3,920万7,000円は、国の補正予算に対応して、八幡平地区山林の面積測定や一筆地測量などを前倒しで実施するため、地籍調査委託料等を追加するものです。

13目諸費0107 諸費一般（ふるさと会経費）58万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各地区のふるさと会の中止に伴い、欠席対応とした旅費や補助金等を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じく諸費の0110 返還金 344万9,000円は、福祉医療費補助金返還金について、歳入でも説明ありましたが、システム設定の誤り等により対象外となった12万2,000円について、県に返還するものであります。すこやか子育て支援事業費補助金返還金は、令和2年度の実績確定に伴い補助金を返還するものでございます。

少し飛びまして、31ページをお願いいたします。

9款1項3目消防施設費の0515 消防施設整備事業 136万5,000円の減額は、消火栓工事の実績確定によるものでございます。

同じく4目水防費の44万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、水防訓練を中止したことに伴い、関連経費を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入10款地方交付税以降全款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、歳出1款議会費について、質疑・ご意見等がございました

らご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、2 款 1 項総務管理費について、質疑・ご意見等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、6 項統計調査費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、9 款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 13 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ご異議ないものと認め、議案第 13 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、「議案第 17 号令和 4 年度鹿角市一般会計予算中、条文、歳入 2 款地方譲与税以降全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 款監査委員費、9 款消防費、12 款公債費、13 款予備費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。渡部課長。

○**渡部財政課長** それでは、議案第 17 号「令和 4 年度一般会計予算」の条文及び当委員会に関連する歳入について説明いたします。予算書の 4 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 174 億 2,600 万円と定めます。

第 2 条で債務負担行為、また、第 3 条で地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方

法について定めております。

第4条では、一時借入金の借入れの最高額を15億円と定めます。

第5条は、歳出予算の各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内で各項間の流用ができることを定めております。

11ページをお願いいたします。

第2表であります。債務負担行為は、令和4年度の移住者融資資金利子補給費補助金及び、若者・女性創業資金利子補給費補助金の2件について設定し、それぞれ期間及び限度額を記載のとおりとするものであります。

次のページをお願いいたします。

第3表です。地方債の令和4年度借入れは21件、8億5,200万円で、前年度と比較して、2億3,340万円の減となりました。

新たな起債事業は、社会福祉施設整備事業、社会教育施設整備事業、社会体育施設整備事業。継続事業は、公共施設解体事業、医師確保対策事業、道路橋りょう整備事業、公営住宅建設事業などで過疎債や緊急防災・減災事業債などの交付税算入が見込める有利な起債の活用を図っております。臨時財政対策債は、前年度比2億2,000万円減の2億4,000万円としております。

なお、202ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして18ページをお願いいたします。

2款3項の森林環境譲与税は、森林整備体制の進捗に伴い、譲与額が段階的に引き上げられることから、4,830万円、前年度比12.3%増で計上しております。

次のページをお願いいたします。

7款の地方消費税交付金は、前年度と同額の6億8,500万円で計上してございます。

次のページをお願いします。

10款地方交付税は、地方財政計画の収支見通しや、令和3年度の普通交付税決定額等を参考に、普通交付税については、前年度比3億7,021万3,000円、6%増の65億5,494万6,000円を計上しております。また、特別交付税は7億円を見込みまして、合わせて5.4%増の72億5,494万6,000円を計上いたします。

次のページをお願いします。

12款2項負担金は、1目1節老人措置費負担金、2節認可保育所等運営費負担金などの計上により、前年度比で129万3,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

13 款 1 項使用料は、主なものとして、1 目 1 節庁舎等使用料など各公共施設等の使用料を計上しており、次のページをお願いいたします。

6 目 1 節大湯ストーンサークル館使用料は、世界遺産登録により展示ホール観覧料の増を見込みましたが、4 目 1 節商工施設使用料のまちなかオフィス使用料の減のほか、衛生使用料を廃目したことなどから、前年度比で 593 万 7,000 円の減で計上しております。

13 款 2 項手数料は、主なものとして、1 目 1 節事務手数料、2 節戸籍手数料などを計上しておりますが、今年度の実績見込みなどから前年度比で 111 万円の減で計上しております。

次のページをお願いいたします。

14 款 1 項国庫負担金ですが、主なものとして、1 目 2 節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金 4 億 3,864 万 4,000 円、4 節児童福祉費負担金の児童手当負担金 2 億 2,585 万 8,000 円、子どものための教育・保育給付費負担金 1 億 2,033 万 9,000 円、次のページをお願いいたします。

5 節の生活保護費負担金 4 億 64 万 3,000 円など、法令で定められた給付費、扶助費など義務的経費を負担するもので、前年度比 816 万 3,000 円の増で計上しております。

2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の地方創生推進交付金 205 万 4,000 円は、市の総合戦略で取り組む事業に対して交付されるもので、鹿角キャンパス構想推進事業など 6 事業に充当いたします。補助率は 2 分の 1 となっております。

その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 8,115 万 5,000 円は、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地域経済の活性化等を図るために交付されるもので、歳出予算に計上したプレミアム付商品券事業や魅力満喫かつの観光促進事業など 7 事業に充当いたします。

2 目 1 節社会福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 450 万円は、感染症の影響の長期化により、生活に困窮した世帯が県社会福祉協議会の貸付けを利用できないなどの一定の要件を満たす場合に支給する支援金に対して、補助率 10 分の 10 で交付されるものであります。

3 節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金 5,339 万 3,000 円は、児童クラブ等の運営に係る放課後児童クラブ運営事業や、新型コロナウイルスの感染症の感染対策事業、一時預かりや延長保育などの保育サービス充実事業の実施に要する経費については 3 分の 1 が、子ども未来センターの運営事業については 3 分の 2 がそれぞれ補助されるものとなっております。

その下の母子家庭等対策総合支援事業費補助金 150 万円は、生計を支えることが困難な状況に

あるひとり親の父または母が、職業訓練の受講費用の一部のほか、訓練中の生活費の支給に対して補助されるもので、補助率は4分の3となっております。

次のページをお願いいたします。

4目1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金1,090万円は、市道花輪小坂線の道路補修工事に係る交付金で、補助率は54.5%です。

その下の道路メンテナンス事業補助金9,024万円は、橋りょう長寿命化計画に基づき、修繕、更新等について計画的かつ集中的に実施する橋りょう点検及び2橋の補修工事などに対して交付されるもので、補助率は59.95%です。

2節都市計画費補助金の街路交通調査費補助金380万円は、交通課題に対応して道路網の見直しを行う総合都市交通体系調査を対象に交付されるもので、補助率は3分の1、歳出の都市計画道路見直し事業に充当いたします。

3節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金1億7,963万1,000円は、公営住宅建設事業に係る施設整備工事費や公的賃貸住宅家賃低廉化事業などに係る交付金で、補助率は45%などとなっております。

5目4節社会教育費補助金の文化芸術振興費補助金686万7,000円は、歳出の文化財保存活用地域計画策定事業に係るものであります。

3項1目3節選挙費委託金の参議院議員通常選挙費委託金2,927万5,000円は、今年7月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行経費に対する委託金であります。

次のページをお願いいたします。

15款1項県負担金は、法令等によって負担を義務付けられているもので、主なものとして、1目1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金1億1,041万円、2節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金2億2,138万4,000円などとなっており、前年度比2,052万3,000円の増で計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項1目1節総務管理費補助金の地域少子化対策重点推進交付金267万6,000円は、地方自治体が行き組む少子化対策事業や結婚に伴う新生活に係る経費に対して交付されるもので、補助率は2分の1であります。

2節企画費補助金の市町村移住支援事業費補助金360万円は、東京23区在住者等が市に移住し、県が登録した市内企業に就職等した場合において、1世帯当たり最大100万円を助成するもので、補助率は国2分の1、県4分の1であります。なお、令和4年度からは、世帯に18歳未満の子供

がいる場合、さらに1人当たり30万円が加算されることになっています。

2目2節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費等補助金645万7,000円は、障害者等が自立した日常生活等を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて、日中の一時支援、生活用具の扶助費などに対して交付されるもので、補助率は4分の1です。

2目5節児童福祉費補助金のすこやか子育て支援事業費補助金2,876万5,000円は、保育所や幼稚園等にかかる保育料と副食費を県が支援するものであります。

同じくその下の放課後児童健全育成事業費補助金2,712万5,000円は、8か所の放課後児童クラブの運営経費を県が支援するもので、補助率は3分の1であります。

次のページをお願いいたします。

4目1節労働費補助金の地域就職氷河期世代支援加速化補助金22万5,000円は、就職氷河期世代のうち、非正規雇用で働く方や求職活動を行っている方の資格取得費を支援するもので、補助率は10分の10となっております。

5目2節農業費補助金の夢ある園芸産地創造事業費補助金768万4,000円は、園芸振興計画に位置づけられた認定農業者等が、所得向上と園芸品目等の生産拡大に向け、農業用機械等の導入に要する経費を支援するもので、補助率は2分の1などであります。

農業次世代人材投資事業費補助金2,035万円と、その下の新規就農者経営発展支援事業費補助金750万円は、49歳以下の新規就農を促進するため、認定新規就農者等を対象に交付される補助金で、人材投資事業費補助金は、経営開始を支援する資金として補助率は10分の10、経営発展支援事業費補助金は、機械・施設等の導入支援として補助率は、国2分の1、県4分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

3節農地費補助金の多面的機能支払交付金1億1,263万4,000円は、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う取組みを支援するもので、補助率は国2分の1、県4分の1となっております。

経営体育成促進換地等調整事業補助金309万7千円は、土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基礎となる地区内農地等の状況調査に対して交付されるもので、補助率は国55%であります。

林業費補助金の森林環境保全整備事業費補助金1,382万2,000円は、森林経営計画に基づき、森林整備を計画的に推進するため、市直営林等の間伐・植栽等に対して交付されるもので、補助率は10分の10であります。

8目1節小学校費補助金の秋田県水と緑の森づくり事業補助金 269万8,000円は、熊の出没に伴う安全対策として、学校周辺の除伐や下刈りなどの緩衝帯整備に対して補助率 10分の10で交付されるものとなっております。

3節社会教育費補助金の学校・家庭・地域連携総合推進事業費補助金 123万円は、学校、家庭、地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域の教育力の向上と活性化を図るもので、地域学校協働活動推進員やコーディネーターの活動経費などに対して交付されます。補助率は3分の2であります。

次のページをお願いいたします。

3項1目4節選挙費委託金の秋田県議会議員一般選挙費委託金 1,143万5,000円は、令和5年4月の任期満了に伴う秋田県議会議員選挙の令和4年度分の執行経費に対する委託金であります。

このほか、3項1目の総務費委託金から33ページの8目教育費委託金までは、主に県からの権限移譲に係る委託金及び交付金等、委託を受けた事務実績に応じて交付されるものであり、今年度の実績見込みにより計上しております。

34ページをお願いいたします。

17款1項1目1節総務費寄附金のふるさと鹿角応援寄附金 2億3,000万円は、寄附金の収入見込みにより計上しております。

次のページをお願いいたします。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、財源調整として6億6,000万円を、2目1節公共施設解体基金繰入金 300万円は、旧尾去沢保育園の解体設計委託料に、3目1節まちづくり基金繰入金 9,200万円は、公営住宅建設事業、スキーと駅伝のまちづくり事業など4事業に充当いたします。

4目1節ふるさと鹿角応援基金繰入金 2億4,000万円は、活力を生む地域産業・生業を支える取り組みや元気で健やかな暮らしを支える取り組みなど、応援メニュー6分野 30事業に充当いたします。

8目1節企業立地促進基金繰入金 4,261万円は、市内企業5社に対する企業立地助成金に充当いたします。

次のページをお願いいたします。

9目1節新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金繰入金 1,790万円は、経営安定資金の融資を受けた市内企業に対する利子補給費補助金に充当いたします。

41ページをお願いいたします。

21 款市債については、第 3 表地方債で説明したとおりでありますので省略いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

○館花委員長 佐羽内事務局長。

○佐羽内議会事務局長 歳出 1 款議会費について説明いたします。

43 ページをお開き願います。

令和 4 年度の予算額ですが、総額は 1 億 7,771 万 6,000 円で、前年度と比べ 214 万 5,000 円、1.2%の減となっております。

減となった主な要因としましては、議員期末手当の支給率の減額改定及び議員共済会負担金の負担比率の減額改定などによるものです。

0001 議員人件費は 18 名分、0010 職員人件費につきまして、事務局職員 5 名分を計上しております。

次に、0105 議会費ですが、会議録作成や、ぎかいだより発行に係る経費、議場映像配信システム運用に係る経費、本年 1 月から導入しました議会のペーパーレス化によるタブレット端末に係る経費などのほか、次のページ、44 ページの 2 行目ですが、市制施行 50 周年に合わせ鹿角市議会 50 年史を作成する経費など、令和 4 年度に予定されます議会活動に要する経費を積み上げまして、予算計上いたしております。

なお、鹿角市議会 50 年史ですが、約 1,600 ページ。このうち紙媒体を 300 ページ、CD 等によるデジタル媒体を約 1,300 ページ、作成部数は 100 部の予定であります。掲載内容は、平成 4 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 30 年間の市議会のあゆみのほか、資料編として、歴代議長、副議長、議会選出監査委員一覧、各回期市議会議員名簿、歴代常任委員会委員一覧などを掲載することとしております。

以上で 1 款の説明を終わります。

○館花委員長 大里次長。

○大里総務部次長 兼 総務課長 続きまして、歳出 2 款総務費のうち、当委員会に付託された項について説明をいたします。

初めに職員数についてであります。一般会計の一般職の職員数は、前年度比 1 人増の 239 人で、金額では、17 億 2,695 万 2,000 円、7.4%の減となっております。

同じページ、44 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、0005 人件費のほか、次のページの 0101 秘書経費の市長交際費や、0105 総務管理費として、次のページの共働パートナーによる総合案内業務、共用事務機器の管理

経費などを計上いたしております。

同じく 0110 車両管理費は、大型バスを含む公用車の管理経費、次のページの 0305 庁舎管理費は、環境衛生業務、機械設備運転保守業務、警備業務などの委託料等の経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

同じく 0520 庁舎等照明設備改修事業は、市庁舎照明をLEDに改修いたします。なお、工事は2か年に分けて行うこととし、新年度につきましては、庁舎1階と2階から実施いたします。

2目文書広報費は、0205 広報発行費として広報かづの発行経費と、0210 法務管理費として、例規システムの管理経費等を計上いたしております。

次のページ、49ページをお願いします。

3目職員管理費は、0105 人事管理費として、職員が育児休暇や病気休暇等を取得した場合に代替任用する会計年度任用職員の給料、社会保険料等を、次のページの0201 職員研修費は、職員研修にかかる経費を、0205 職員福利厚生費は、健康診断、労働安全衛生にかかる経費を計上いたしております。

4目財政管理費は、予算編成に係る事務経費と基金積立金を計上いたしております。

5目会計管理費は、会計事務に係る諸経費を、次のページの6目財産管理費の0120 公共施設解体基金積立金は、老朽化し、利用見込みのない公共施設解体に向けた基金を積立いたします。その下の0501 老朽化施設解体事業は、旧尾去沢保育園の解体設計委託料を計上いたします。

次のページをお願いいたします。

7目企画費の0102 政策研究所費は、市民福祉の向上や地域活性化に資する政策の調査研究を行うほか、鹿角市産業連関表の最新版への更新を行います。

同じく 0220 ふるさと鹿角応援寄附推進事業は、引き続き、寄附者に贈る魅力的な返礼品の創出に取り組むとともに、ふるさと納税サイトを活用し、市の魅力発信と地域活性化につなげるための鹿角製品の取扱業務委託料等を計上します。

次のページをお願いします。

同じく 0230 ふるさと鹿角応援基金積立金は、寄附金2億3,000万円を、積立金に計上いたします。

同じく 0305 鹿角キャンパス構想推進事業は、市の課題をテーマとした専門的研究を行う大学等に対し交通宿泊費等を支援し、政策研究所とともに共同研究を進めるもので、その成果を市の事業に反映いたします。

次のページをお願いいたします。

同じく 0410 多文化共生推進事業は、市民の国際理解を促進するとともに、在住外国人の支援体制を強化するため、鹿角国際交流協会の事業を支援いたします。

同じく 0420 ショプロン市友好交流事業は、ショプロン市との交流を図るため、ショプロン市行政訪問団を市制施行 50 周年記念式典に合わせて招聘するほか、12 代目となる日本語語学指導員海外支援事業費負担金等を計上いたしております。

同じく 0535 出会い応援事業は、結婚を望む独身男女の出会い機会の創出とマッチングの充実を図るため、出会いイベントを実施いたします。

次のページをお願いいたします。

同じく 0537 結婚新生活支援事業は、新婚世帯の生活基盤の定着を図り、経済的負担を軽減するため、住宅購入や引越し等の費用を支援いたします。

同じく 0545 移住促進事業は、移住コンシェルジュによる相談窓口に加えて、移住フェアの開催やオンライン相談環境の安定化を図るほか、移住希望者を対象に子育てママ応援ツアー等を実施いたします。

次のページをお願いします。

同じく 0550 定住促進事業は、移住しやすい環境づくりのため、引越しや住居改修に係る経費の一部支援に加え、ふるさとライフ移住しごと支援補助金は、子供と一緒に移住した世帯に子供一人当たり 30 万円を加算するほか、新たに市内企業への就職者を対象に、最大で 5 年間 100 万円の奨学金返還助成を実施いたします。

次のページをお願いします。

同じく 0555 「鹿角家」マッチング促進事業は、鹿角家の取り組みを通じて市を応援してくれる関係人口との交流を促進するため、関わりしろ体験ツアーを実施いたします。

同じく 0556 関係人口拡大支援事業は、関係人口の拡大を図りつつ、農業体験をしながら宿泊できるようにするため、鹿角家の拠点である K e m a k e m a の整備費用の 2 分の 1 を支援いたします。

同じく 0560 若者世代ふるさとネットワーク構築事業は、地元への愛着やつながりを継続させることで U ターンしやすい環境を構築するため、市外に転出した若者のネットワークを形成し、地元の情報や本市の特産品を届けるほか、首都圏で会員同士の交流会を開催いたします。

次のページをお願いします。

8 目地域情報化推進対策費は、市で敷設した光ファイバーケーブルや、地デジ難視聴対策で整備した施設の維持管理に係る経費等を計上いたしております。

9 目情報管理費、次のページをお願いします。0205 行政手続等デジタル化推進事業は、行政手続等のデジタル化を推進するため、オンライン手続に係るシステム改修や会議用タブレット端末の導入などを実施いたします。

次のページをお願いします。

10 目防災諸費の 0210 地域防災力向上事業は、水防訓練を開催するほか、自主防災組織が行う災害応急対策として、土のうストックヤードを整備いたします。

次のページをお願いします。

同じく 0215 自主防災組織育成事業は、地域住民による自主防災組織の育成および防災意識の向上を図るため、計画策定や資機材整備等に係る費用を支援するものです。

11 目地籍調査費の 0505 地籍調査事業は、八幡平地区山林の面積測定や原図作成などを実施するため、地籍調査委託料等を計上しております。

次のページをお願いします。

12 目契約検査費は、契約検査事務に係る諸経費を計上いたしております。

13 目諸費は、市民総合賠償保険、ふるさと会、市功労者表彰、市制施行 50 周年記念事業、遭難対策、自衛官募集事務に係る各関係経費を計上いたしております。

次のページをお願いします。

同じく 0202 市制施行 50 周年記念事業は、記念式典を開催するほか、記念誌の作成や公開イベントなどを実施いたします。

少し飛びまして、76 ページをお願いします。

5 項 3 目の参議院議員通常選挙費は、7 月の任期満了に伴う選挙経費を計上いたします。

次のページをお願いします。

4 目の秋田県議会一般選挙費は、令和 5 年 4 月の任期満了に伴う選挙について執行準備に係る経費を計上いたします。

次のページをお願いします。

6 項 2 目基幹統計調査費は、5 年に 1 度行われる就業構造基本調査のための経費等を計上いたします。

次のページをお願いします。

7 項 1 目監査委員費は、監査事務に要する人件費、監査委員費のほか、監査事務に要する諸経費を計上いたしております。

飛びまして、158 ページをお願いします。

9 款 1 項 2 目非常備消防費の 0105 消防団員費は、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬と出動や訓練に対する活動報酬を引き上げる経費等を計上いたしております。

次のページをお願いします。

同じく 0112 魅力ある消防団入団促進事業は、消防団への加入促進を図るため、活動内容や福利厚生を掲載するホームページを作成いたします。

次のページをお願いします。

3 目消防施設費の 0515 消防施設整備事業は、消防活動拠点施設の整備工事費及び消火栓工事費負担金を計上いたしております。

飛びまして、192 ページをお願いします。

12 款 1 項 1 目元金の 0105 定時償還元金は、前年度比 0.8%の減、2 目利子の 0105 定時償還利子は、前年度比 18.1%の減で計上いたしております。

13 款予備費は、今年度と同額の 3,000 万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入 2 款地方譲与税以降全款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○**安保委員** 今回、歳入に関して立木の売払いというのはほとんどなかったのだけれども、毎年流木の売払いはあるのだけれども、この売払いはどうなっているのか、あとは売り先の選定とか分かれればお願いします。

○**館花委員長** 工藤副主幹。

○**工藤財政課副主幹 兼 財政班長** 立木につきましては 3 月補正で増額補正をしているとおり、実績が分かり次第の補正対応ということでして、現在ところは確定しているものではありませんので、当初予算は存置項目ということであります。（「売り先の選定とかは、どういうふうに決めているのか」の声あり）

○**館花委員長** 渡部課長。

○**渡部財政課長** 立木ですと、営林署サイドで売るものと、市のほうで直接除伐等が入ってくる収入がありますが、市のほうの場合は入札を実施して高い値段を提示した業者さんに売却しています。

（「入札でやっている、分かりました」の声あり）

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** 26 ページの 14 款道路橋りょう費補助金ですけれども、先ほどの説明の道路メンテナン

ス事業補助金 2 橋は、どこの橋を予定していますか。

○**館花委員長** 工藤副主幹。

○**工藤財政課副主幹 兼 財政班長** 道路メンテナンス事業補助金は、腰廻橋、大和橋の補修工事を実施する予定としております。（「ありがとうございます」の声あり）

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** 国の交付金・交付税等々全般で県も絡めて、来年度に対して目新しいものであったりとか、特徴的なものがもしございましたら、ご紹介ください。

○**館花委員長** 工藤副主幹。

○**工藤財政課副主幹 兼 財政班長** 当初予算の比較で申しますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですとか、県の夢プランに係る補助金のメニューが新しくなりまして、先ほど説明した夢ある園芸産地創造事業費補助金というようなメニューも創設されております。（「ありがとうございます」の声あり）

○**館花委員長** ほかにございませんか。戸田委員。

○**戸田委員** 28 ページの県補助金ですけれども、1 目 2 節市町村移住支援事業費補助金 360 万円ですけれども、県が指定した企業ということですから、市内企業で県の指定企業は幾つあるのかということと、どういった業種のもの指定されているのか、その 2 点をお聞かせいただいてよろしいですか。

○**館花委員長** 石川政策監。

○**石川政策企画課政策監 兼 鹿角ライフ促進班長** ふるさとライフ移住しごと支援金についてでありますけれども、県で指定している市内企業につきましては、16 社になっております。

業種については、鉄工所などの製造業であったり、病院などの医療関係が対象となっております。

○**館花委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 昨年利用された実績はどれくらいあるのかお聞かせください。

○**館花委員長** 古田課長。

○**古田政策企画課長** 実績でありますけれども、令和 2 年は 1 件の実績で、単身の方で東京 23 区から移住した方で、恋する鹿角カンパニーに就職したことで 60 万円の実績があります。（「ありがとうございます」の声あり）

○**館花委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 別の件でお伺いします。29 ページの 4 目地域就職氷河期世代支援加速化補助金 22 万 5,000 円があるのですけれども、去年はゼロですが、利用されていないというのは基準か何かがある

のですか。昨年ゼロで今年また 22 万 5,000 円をみていらっしやいますけれども、周知とかもされているのか、その辺を教えてください。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 令和 3 年度の補正予算で事業がスタートしたのですが、今のところ申請がないというところでは、ハローワーク等での周知や福祉部門との調整も図りながら進めてはいるとのことで、今年度はまだ申請がない状況ですが、できるだけ利用いただけるように努力しているということです。（「分かりました、ありがとうございます」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 21 ページの民生費負担金ですが、母子生活支援施設運営費負担金、去年は 230 万円ほどついていたのですけれど、今回 3 万 9,000 円しかないのだけれども、これは入ってくる人がいないということなのか、それともほかの何かに移行したのでしょうか。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 現在の計上が 3 万 9,000 円となっていますが、これが入所者の費用徴収分でありまして、昨年までは岩手県の沿岸広域地域からの入所がありましたので、そちらからの分を広域のほうから頂いていたものが、現在は退所されてなくなったということでありま

す。

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 18 ページの森林環境譲与税が 12.3%のプラスということですが、これはすでに来年度に向けて地域差というものは出ているのでしょうか。ほかの地域より伸び率がいいとか悪いとか、それとも一律なのか、そこら辺がもし分かりましたらお願いします。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 各市の交付額というのは、今手元にないですが、人口とか林業従事者ですとか、そういうもので按分されていますので、同様な割合で交付される見込みとなっています。令和 4 年度、令和 5 年度については同額で、令和 6 年度には、またさらに増額される予定となっています。（「はい、分かりました」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、歳出 1 款議会費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、2款1項総務管理費について、質疑・ご意見等がございましたらご発言願います。戸田委員。

○**戸田委員** 庁舎の照明器具設備改修事業6,809万ですけれども、これは全部交換するのですか。まだ使える物とか、例えば老朽化したのを交換するとか、もう一つ、工事費ということですが、照明器具はリースとは違うのですか。その辺の内訳をもう少し教えてください。

○**館花委員長** 石木田副主幹。

○**石木田総務課副主幹** 庁舎の照明設備ですが、庁舎が建ちました昭和60年から照明設備は一度も交換をしておりませんので、これまでの耐用年数を大分超過しております。照明設備そのものを全て交換しなければLEDに改修ができない状況でありますので、全くの改修ということになります。工事費ですが、リースではなくて改修工事ということで取り付けし直しいたします。

○**館花委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 全部交換ということですが、これは交換することによって、節減効果はどれくらいあるのか。年間で結構です。それと、これは何本ぐらいの本数があるのか、それもちょっと教えてください。おおよそでいいです。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 2つ問合せあったと思いますけれど、最初に個数ですが、今回の1期目でやるのが、庁舎の1階2階になりますので、1,410台になります。削減効果ですが、今の試算で概算になりますけれど、庁舎にかかる電気代が年間200万円ほど削減になると見込んでおります。（「ありがとうございます」の声あり）

○**館花委員長** 宮野副委員長。

○**宮野副委員長** 今年はショプロン市から来る年。何が言いたいのかというと、ハンガリーというのは、今、ウクライナの関係で向こうのほうに避難しているよね。交流とか移住の関係で国際交流員だったダンコーさんが向こうにいったよね。そういう付き合いもあって、国では移住を受け入れますよという表現をしているよね。県のほうでも表明している。この間、秋田市のほうで何人かよければという話なのだけれども、そこら辺を検討してみたらどうかという提案です。

○**館花委員長** 古田課長。

○**古田政策企画課長** ショプロン市との交流の在り方について連絡を取り合っております。今行っている語学指導員も安全なのかどうかということと、ショプロンはハンガリーの中でも西側ですので、ウクライナ側とは反対側にはあるのですけれども、安全の状況がどうなっているのかということで、いろいろと意見交換をさせていただいておまして、この交流については、今度は鹿角市

が迎える番ということで、本来であればオリンピックの年に迎える予定だったのですけれども、そこが中止になって、さらに昨年も中止になりましたので、今年は何とか交流をつなぎたいことで予算をお願いしておりますけれども、そういう状況になりますと少し戦争のほうの状況も影響してくることもあるのかなと思いますので、これからちょっと連絡を密にしながら、移住の受け入れも含め、ショプロン市が困っていることがあれば、気軽に意見を聞くことができる態勢になっていますので、支援できるようなことがあれば、そういうところも含めて連絡を取り合ってみたいと思います。

○**館花委員長** 宮野副委員長。

○**宮野副委員長** ハンガリーもEUの関係で、向こうの方にもかなり行っていると思う。だからさっき言ったけれども、ダンコーさんが、今ブタペストの方に行ったのですか。だから、かなりハンガリーに避難者が行っているよね。だから、あのような人を通じながらも「鹿角にどうですか、移住に来ませんか」というような話をしたらどうだろうかと、日本で受け入れると言っているし、秋田市のほうでも何人かよければ受け入れますというような話もでてきているわけだよね。だから鹿角でもどうなのかなということで、考えてみたらどうですかということの提案です。

○**館花委員長** ほかにございませんか。安保委員。

○**安保委員** 61ページの地籍調査事業ですが、前年と比較して3,000万円ぐらい減っているというのですが、これはさっき補正予算で、前倒しで行うとの説明あったが、その関係でこのくらい減ったのですか。

○**館花委員長** 渡部課長。

○**渡部財政課長** ご指摘の通りです。

令和3年度のほうに前倒しになりましたので、令和4年度の事業的には、前倒し分がそのまま減っているという形です。

○**館花委員長** 安保委員。

○**安保委員** 令和4年度も八幡平地区ということで、相当広範囲でやっているということでしょうか。

○**館花委員長** 渡部課長。

○**渡部財政課長** 例年、2平方キロメートルの形で進めております。八幡平地区は国のほうでドローンの測量と航空測量が入った関係で、今調査が入りやすいような環境ができておりますので、まずは八幡平地区の地籍調査事業を優先的に進めており、注力してやっています。

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 54 ページです。

ショプロン市友好交流事業の日本語語学指導員海外派遣支援事業費負担金ということで、これは、どことどこで負担していて鹿角市の割合がどんな感じになっているのか教えてください。

○館花委員長 成田室長。

○成田政策企画課副主幹 兼 総合戦略室長 こちらの負担金は市が負担しているものになっていません。それ以外の負担はございません。

○館花委員長 古田課長。

○古田政策企画課長 補足させていただきますけれども、海外に行く旅費等につきましては、負担金の中で我々が国際交流協会に出している負担金のほかに、旅費とかの部分を支出していますけれども、ご質問の意味というのは、日本語語学指導員としてあちらで先生をやっている間の費用といえますか……（「総経費といえますか」の声あり）こちらの講師料というのはショプロン市が出しております。ただ、そのほかに若干の勉強のための消耗品の部分というのは、市のほうの負担金からも一部出ていまして、こういう状況です。（「ありがとうございます」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 56 ページ中段の地域おこし協力隊起業・事業継承補助金ですが、移住コンシェルジュの方が起業したりすることの来年度の予定がもしもある予算でしたら、内容が少し分かりましたらお願いします。

○館花委員長 石川政策監。

○石川政策企画課政策監 兼 鹿角ライフ促進班長 地域おこし協力隊起業・事業継承補助金ですが、移住コンシェルジュが令和 4 年度で任期終了になりますが、事業継承していく予定としていることから、事業継承に必要な経費を見込んでおります。コンシェルジュが見込んでいるところは、店舗に活用して起業するところの暖簾代だったり店舗の賃料、あとは既存の設置譲渡などに対するものを見込んでいる状態であります。（「予定があるということですか」の声あり）そうです。（「分かりました」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。栗山委員。

○栗山委員 57 ページの上から 2 つ目、奨学金返還助成金。これは新規ですけれども、利子に対しての助成なのかとか、対象を予定している人数であったりとか、そういったもう少し細かいところが分かりましたらお願いします。

○館花委員長 石川政策監。

○石川政策企画課政策監 兼 鹿角ライフ促進班長 これは、県で奨学金返還助成制度を実施してお

りまして、それに対するかさ上げ助成をするものになります。県の奨学金は他県と比較しても手厚い制度になっており、県の移住者や人材確保の呼び込みに寄与しております。この制度に対しまして、鹿角市に居住された方に対して上乗せ助成するものになります。

助成期間におきましても、県では最大3年となっておりますが、県の助成終了後本市でも2年継続して助成するということになります。

具体的には一般分で上限20万円になっておりまして、これは県の助成が3分の2で13万3,000円の助成となっております。本市ではその上乗せ部分として、6万7,000円を助成するものになります。

あと、未来創生分につきましても、県では20万円の上限で、10分の10助成しております。この方々に対しましても、本市で継続して20万円を2年継続して助成するものになります。

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** この受給できる要件というか条件というか、何年以上こうすればとか、そこら辺もしありましたらお願いします。

○**館花委員長** 石川政策監。

○**石川政策企画課政策監 兼 鹿角ライフ促進班長** 鹿角市に住所を移して5年継続する見込みのある方を予定しております。人数は29人を予定しております。(「ありがとうございます」の声あり)

○**館花委員長** ほかにございませんか。安保委員。

○**安保委員** 55ページで、結婚新生活支援事業が300万円くらいだけでも、何件くらいを予定しているのか伺います。

○**館花委員長** 田村副主幹。

○**田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長** 300万円ですけれども、上限の方が30万円となっておりますので、10件を想定して予算措置しております。

○**館花委員長** 安保委員。

○**安保委員** ちょっと聞きにくいのですが、これは再婚者でもいいのですか。

○**館花委員長** 田村副主幹。

○**田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長** 再婚でもいいことになっております。

○**館花委員長** 安保委員。

○**安保委員** またまた聞きにくいのですが、例えばこういう世の中なので、なかなか結婚しにくいと、男性の収入云々ということで、なかなか結婚できにくい状況にあると思うのだけれども、例えば市役所の職員は安定しているから、非常に結婚の割合が高いと思うのだけれども、市役所の職

員でもこれを利用している方はいらっしゃるのですか。

○館花委員長 田村副主幹。

○田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長 こちらは今年度から始めた事業でして、現在 2 件の実績が出ております。その 2 件の方については、今のご質問でいけば市役所の職員ではないです。

あと、要件といたしまして夫婦とも 39 歳以下、また、世帯所得 400 万円未満という要件がありますので、そちらに該当すれば市の職員であってもいただける補助金にはなっております。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、2 款 1 項総務管理費についてはこれで終わります。

ここで、2 時 20 分まで休憩といたします。

午後2時15分 休憩

○

午後2時20分 再開

○館花委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 款 5 項選挙費について、質疑・ご意見等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、2 款 6 項統計調査費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、2 款 7 項監査委員費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、9 款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 159 ページの 0115 消防車両管理費ということで、来年度の新規車両の購入予定はないのでしょうか。

○館花委員長 木村総務部付次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 来年度車両の購入はございません。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 当初の予定どおりでしたか、それとも予算が出なくなってやめたのか、それとも年次計画の予定のとおり、ないということでしょうか。

○館花委員長 木村総務部付次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 車両の更新については、計画どおり今進めているところですけども、今回については予定どおり計画がなかったということでございます。

○館花委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 160 ページの 0515 消防施設整備費の施設整備工事費ですが、消火栓は下の項目にあるのだけれども、これは具体的に何を工事する予定ですか。

○館花委員長 木村総務部付次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 消防施設整備事業につきましては、消防団の活動拠点施設 1 棟の建築となります。場所にあつては、第 8 分団第 2 部、長牛となります。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、12 款公債費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に、13 款予備費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 17 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、「議案第 23 号令和 3 年度鹿角市一般会計補正予算（第 14 号）中、条文、歳入 18 款繰入金、歳出 2 款総務費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは説明をお願いいたします。渡部課長。

○**渡部財政課長** それでは、議案第 23 号「令和 3 年度鹿角市一般会計補正予算（第 14 号）」の条文及び当委員会に関連する歳入について説明をいたします。

補正予算書の 5 ページをお願いいたします。

補正予算（第 14 号）についてであります。顧問弁護士委託料と、国の第 1 号補正予算に対応した保育士等の処遇改善にかかる経費を追加するほか、不足が見込まれる市道の除排雪経費等を追加するものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,137 万円を追加し、総額をそれぞれ 202 億 7,570 万 4,000 円とする。

11 ページをお願いいたします。

歳入であります。18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 3,678 万 8,000 円は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

○**館花委員長** 大里次長。

○**大里総務部次長 兼 総務課長** 次のページをお願いいたします。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 0105 総務管理費 275 万円は、最高裁判所において、差押処分取消請求上告受理申立事件の上告が不受理と決定されたことを受けて、一審からの成功報酬として顧問弁護士への委託料を追加いたします。

以上で、説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入 18 款繰入金について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に、歳出 2 款総務費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** 弁護士への成功報酬ということですが、これは最後に成功報酬を 1 回に一括して支払うということよろしいでしょうか。

○**館花委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 以前の行政訴訟に関しては、一審、二審と都度払っていた場合も

あるのですけれども、今回は顧問弁護士のほうとも相談して、最初の段階で確定してからまとめて1回で成功報酬を支払うということにしており、今回の判決の確定に伴いまして、成功報酬を補正予算で計上しております。（「ありがとうございます」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第23号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第23号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○**館花委員長** 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了しました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって、総務財政常任委員会を閉会いたします。なお、3月14日の会議は休会といたします。

大変お疲れ様でございました。

午後2時32分 閉会